教育・文化ふくい創造会議 第二次提言

平成20年9月

はじめに

第一次の教育・文化ふくい創造会議においては、福井県の子どもたちが「総合的な学力」を身に付け、将来、社会人として活躍することができるよう、「教員の指導力向上策」と「理科・数学教育の充実」を中心に提言をとりまとめました。

県では、これらの提言に対する具体策を速やかに検討し、小中連携教育の推進や白川文字学を活用した福井県独自の漢字教育、子どもたちが地域で学べる「ふくいサイエンス寺子屋」の実施など、新たな施策が実行に移されています。

また、理科・数学の教員免許を持つ教員の小学校への重点配置やサイエンス教育を 推進するためのチームの新設など、人事・組織面においても必要な対策が講じられま した。

残された課題としては、県教育研究所の在り方や複線型の教員評価・任用制度の導入などがあり、引き続き、県において具体策を検討していく必要があります。

第二次会議においては、まず、県が独自に進めてきた少人数教育制度「元気福井っ子笑顔プラン」の見直しについて集中的に議論を行い、検討結果を本年2月に中間報告としてとりまとめました。

県においては、今後4年間の推進策を「元気福井っ子新笑顔プラン」として打ち出し、学級編制基準などをさらに改善・充実していくこととなりました。

さらに、福井県の教育環境を改善していくためには、教員が本来の職務に専念する ための「学校マネジメント改革」、また、少子化時代の規模の小さな学校・学級の経 営の在り方や教育体制の充実など、解決すべき課題が数多く残されています。

そこで、第二次会議ではこれらの問題を中心に引き続き協議を行い、一定の結論を 得ることができました。

家庭や地域の教育力が低下する中で、学校にしつけや生活習慣の指導が求められるようになるなど、学校の役割・機能は時代とともに変化・肥大化してきました。また、子どもたちの学力低下や不登校・いじめの増加、教員の多忙化など、様々な問題が顕在化しています。

学校本来の教育機能を高めていくためには、家庭や地域の役割も明確にした上で、自らが責任を持つべき教育活動の範囲を見直し、スリム化するなど、学校が地域の実情に合わせて自らの判断で学校を経営する自主性、自律性を確立していくことが不可欠です。

そして、このための新しい仕組みを導入し、学校や教員の応援体制を確立していく ことこそが、子どもたち一人ひとりの能力や個性を伸ばす教育の実現、ひいては福井 県全体の教育水準の更なる向上につながると確信しています。

今後、教育関係者のみならず県民全体の知恵と総力を結集して、継続的に子どもたちの教育環境の向上に努めるなど、福井県の実情に即した独自性のある教育を充実していくことを切に望みます。

平成20年9月11日

_____ 目 次 ____

I 教員が本	来の職務に専念するための「学校マネジメント改革」	1
·		
提 言 1	組織力で信頼ある学校を築く、新しい学校マネジメントの実践	2
	〔コラム1:教頭の一日(小学校:6月のある日)	6]
提 言 2	教員が日々の教育活動に専念するための時間を拡充 ―教員の多忙解消策の充実―	8
	〔 <i>コラム2:先生の一日(小学校、中学校、高校)</i>	<i>15</i>]
提言 3	家庭、地域、行政みんなで支える学校	17
提 言 4	子どもたちの多面的な能力を伸ばす部活動への改革	19
Ⅱ 少子化時	それの学校・学級経営の在り方と教育体制の充実	2 4
提 言 5	子どもたちの個性や能力を最大限に伸ばす総合的な教育体制の確立 ―「元気福井っ子新笑顔プラン」の推進 ―	25
提 言 6	小規模学校における子どもたちの教育環境の充実	27
提 言 7	学校の統廃合問題への適切な対応	29
Ⅲ 今後の誤	題(第一次提言・第二次提言を踏まえて)	3 2
(参考1)「元	気福井っ子笑顔プラン」の見直しに関する提言(平成20年2月5日)	3 4
(参考2)第·	一次提言の実施状況	3 7
(参考3)教	育・文化ふくい創造会議委員名簿(第二次)	4 2

I 教員が本来の職務に専念するための「学校マネジメント改革」

福井県の公立学校では、校長のリーダーシップの下、教職員一人ひとりが個性や能力を発揮しながら、「開かれた学校づくり」、「特色ある学校づくり」のための様々な改善・改革を行い、子どもたちの学力向上や落ち着きのある教育環境の整備などの面で、一定の成果を挙げてきたと評価することができます。

特に、福井県の子どもたちは、昨年度から実施されている全国学力・学習状況調査において、2年連続で全国トップクラスの好成績を収めました。これは、子どもたちの日々の努力はもちろんのこと、教員一人ひとりが家庭との意思疎通を積極的に行いながら地道で熱心な指導につなげてきたという、教育における継続性の大切さを全国に示した好例とも言えます。

しかし、国際化が進展し、知識や技術が高度化・複雑化する変化の激しい時代にあって、子どもや保護者、県民の学校教育に対する期待・要望はますます高まってきています。

こうした期待に応えていくことが学校の最大の責務ですが、家庭や地域の教育力が 低下する中で、学校の機能・役割は時代とともに変化し、また、肥大化してきました。

これは、教員自身の業務範囲や量を拡大させ、長時間勤務や休日出勤の常態化、多種多様な校務の分担など、恒常的に「多忙」な状況を生み出す大きな原因の一つにもなっています。中には、過度の「負担感 (= 多忙感)」から、仕事に対する誇りや自信を失う教員がいることも事実です。

その背景の一つには、「学校は『組織』である」と言われながらも、多くの活動を 個々の教員の裁量や解釈に委ねてきた学校特有の組織文化があると考えられます。

時代の要請に応えることのできる学校教育を、この福井県で全国に先駆けて実現していくためには、個々の学校が内外の環境を的確に把握し、目指すべき方向へと自らを適応させていくための継続的な改善活動が不可欠です。

そのためには、まず、全ての学校において、教職員や施設、予算、時間などを有効活用して教育効果を最大限に高めていくという、「学校経営」や「組織マネジメント」の手法を導入・強化していくことが基本となります。そして、各学校は自らの経営力を十分発揮し、学校の外との連携をさらに強化したり、教員が日々の教育活動に専念することのできる時間を拡充できるよう校務や部活動を改善したりするなど、個々の学校が抱える問題の解決に向けた創意工夫を行っていく責務があります。

また、教育委員会においては、それぞれの学校が自ら責任を持って経営できるよう、 必要な環境づくりや支援の仕組みを整えていくことが最大の責務となってきます。

「学校マネジメント改革」は、学校内の組織運営だけでなく、学校と家庭、学校と 地域社会、学校と教育委員会・行政など、学校の外との連携や役割分担の方法をも含 めて現行のシステムを総合的に見直し、学校における教育活動全体の底上げをめざす ものです。

提言 1 組織力で信頼ある学校を築く、新しい学校マネジメントの実践

福井県の教育水準をさらに向上させるためには、子どもたちの学び舎である 学校が、組織としての「元気」を取り戻すことが不可欠です。

学校を取り巻く社会環境が大きく変化する今日、学校の組織文化を見直し、 学校に組織的なマネジメント手法を導入することの意義は、まさに「学校の元 気」を生み出す好循環のシステムを確立することにあります。

子どもたちや保護者、地域住民から信頼される学校となるためには、校長の強いリーダーシップの下で学校の経営方針を明確に示し、家庭・地域など外部の協力も得ながら、掲げた目標を教職員全員が共有し、一丸となって実現していくことが求められています。

今後は、学校改善に活かす学校評価の「質」の向上、学校管理職の経営能力の向上、学校内で実務の中心を担う「ミドルリーダー(中堅教員)」の育成と適正配置など、個々の学校が、チーム力・組織力を発揮して教育活動を継続的に改善していくための組織マネジメント手法を導入・強化していくことが急務となっています。

■「学校評価」を原動力に、学校改善の好循環サイクルを生み出す

・ 平成19年に学校教育法が改正され、個々の学校においては自らの教育活動 について評価・報告を行う「学校評価」が義務付けられました。

これは、各学校がめざすべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた活動が適切かどうかなどについて評価することにより、組織として継続的な改善を行っていくために実施するものです。

また、評価結果を公表・説明することは、家庭・地域の理解と教育活動への 参加を促すものであり、「開かれた学校づくり」にも大きく貢献していくもの と考えます。

評価の対象は、教育課程や各種指導の内容をはじめとして、家庭・地域との連携、情報公開、教育環境整備、保健・安全管理、組織運営、教員の資質向上など多岐にわたります。

各学校においては、特に、「自己評価」と「子どもや保護者からの評価」の内容を詳細に分析し、「第三者による客観評価」の視点も加えながら、両者間のギャップを改善・解消していく必要があります。

「学校評価」は、[分析 (Assessment)] — [計画 (Plan)] — [実施 (Do)] — [評価 (See)] といった、学校改善のための好循環サイクルを生み出す原動力になってはじめて、大きな意義を持ちます。

評価のための評価に決して終わることのないよう、常にその方法や内容を見直しながら、「質」の向上に努めていくことが不可欠です。

■管理職(校長、教頭)の強いリーダーシップで学校の教育目標を実現

- ― 経営能力とコミュニケーション能力を高める管理職研修を強化 ―
- ・ 個々の学校が、自らの組織力を活かして教育活動の「質」を高めていくため には、まず、校長など学校管理職の強いリーダーシップが不可欠です。

特色のある教育活動で成果を挙げている学校には、明確な教育目標を掲げ、 学校内外の関係者とのコミュニケーションを十分とりながら、優れた経営感覚 で組織全体をまとめていく校長と、それを補佐する教頭がいます。

これからの管理職には、特に、教職員との日々のコミュニケーションを密にして学校全体の動きを俯瞰的に把握し、教職員一人ひとりの資質・能力を引き出すとともに、責任と役割を分担しながら学校を経営する「組織マネジメント能力」が求められます。こうした管理職を育てていくことが、学校に対する県民の信頼をさらに高めていくことにつながります。

現在、県の教育研究所では、新任や現職の管理職(校長、教頭)を対象とする研修講座を設けて、「学校経営」や「組織マネジメント理解」に関する研修を実施しています。

今後、管理職が、学校の経営者としてさらに高い水準の経営能力を身に付けられるよう、現行の研修講座を再点検し、再編・強化していく必要があります。 その際、学校経営学の研究者や企業経営者など、最先端の知識・能力を持った外部講師を積極的に活用していくことが重要です。

・ 学校に問題が起きたときにその学校が孤立しないためには、管理職同士が 日々、気軽に悩み事を相談・解決し合うことのできる風土をつくることが重要 です。

校長会や教頭会の機能を強化するなど、学校の枠を超えた連携体制を整えていく必要があります。

■管理職選考試験やミドルリーダー研修を改善し、中堅教員の経営能力を伸長

・ 学校管理職の選考については、これまで、教育法規や教育課程、教職員・児 童生徒・施設の管理、学校制度、教育施策、教育行政などに関する専門的な知 識を持ち、管理職としてふさわしい人格と見識があることに重点を置いてきま した。

しかし、これからの時代の管理職には、「学校経営」や「組織マネジメント」 に関する能力がますます重要になってきます。そこで、こうした能力も適正に 評価することのできる選考試験に改善していく必要があります。

・ また、子どもや保護者、県民の期待に応える学校教育を実現するためには、 優れた人材を教員に採用し、適正に配置・任用していくことが強く求められて います。

県および市町教育委員会においては、人物や多様な経歴を重視する視点も損なうことのないよう十分留意しながら、教職員の採用や学校管理職の任用における選考基準・結果の公開、第三者・複数によるチェック機能の強化、内部通報制度の整備など、人事行政における透明性・信頼性を最重点で確保していくことが不可欠です。

・ 県の教育研究所では、今年度から、中堅教員のキャリアアップをめざすミドルリーダー研修を開設しました。その中には「学校経営」に関する研修講座を加え、比較的早い時期から教員の学校経営能力の開発に努めています。

今後、選考試験の改善に併せて、管理職以外の教員も自身の希望に応じて、 こうした能力を高めていくことができるよう、引き続き研修講座を充実してい くとともに、新たに民間企業などへの派遣研修を実施することも検討すべきで す。

■「ミドル・アップダウン・マネジメント」の徹底で、学校の組織力を強化

・ 学校の機能を最大限に発揮していくためには、校長のリーダーシップに頼る だけでは不十分です。全ての学校において、一つひとつの課題を組織的に解決 していくためのマネジメント手法を導入・強化していくことが不可欠です。

これまでの学校は、校長と教頭の下に、教員が横並びで様々な校務を分担する「なべぶた型」組織であると一般的に言われてきました。学年主任や教務主任などの主任クラスを中心に、一人の教員が学年や教科、各種委員会など複数の組織に属しながら仕事を行う、フラット(平ら)な組織構造となっているのが特徴です。

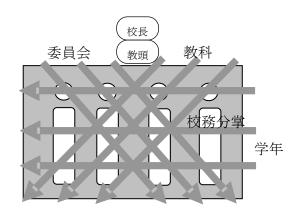
しかし、こうした組織文化の下では、組織間の連携が十分にとれず、学校内外の多様化するニーズや課題に機敏に対応し、組織として責任ある判断をしながら学校の教育目標を達成していくことが、とても難しくなってきています。近年は、個々の教員が一つひとつの問題を抱え込みながら解決を図ろうとして、逆に問題を深刻化、長期化させるケースも増えてきています。

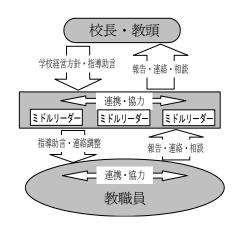
これからは、管理職だけが学校経営を考えるのではなく、新任教員も含めた全ての教員が力を合わせて学校づくりを行っていく必要があります。複数の教員の間で早期に問題を共有し、チーム力・組織力を活かして解決していくことが、学校が掲げる教育目標の実現、個々の要望やニーズへの的確な対応、教員の負担感の軽減を図る上でとても大切になります。

そのためには、各学校の主任クラスの中堅教員が教職員のリーダー格(ミドルリーダー)となって管理職を助け、管理職と教職員との間の中間的な立場から組織全体のコミュニケーションを促進したり、複数の組織・校務分掌間で相互に連携・協力して課題を解決していくためのコーディネート役を担ったりすることが不可欠です。

各学校においては、「ミドルリーダー」が第一線の教職員とともに学校のそれぞれの教育活動を実践する、このような「ミドル・アップダウン・マネジメント」の手法を導入・強化していく必要があります。

《現行の学校組織》 《これからの学校組織》 —なべぶた (フラット・マトリックス) 型組織 — ーミドル・アップダウン・マネジメント型組織 —





■校長を補佐し、学校経営の実務の中心を担う新たな職の設置

・ 平成19年に学校教育法が改正され、校長を補佐する「副校長」、校長や教 頭などを補佐する「主幹教諭」、教育内容を改善・充実するための指導や助言 などを行う「指導教諭」といった新たな職を学校に置くことができるようにな りました。

「副校長」は、校長から任された校務を自らの権限で処理することができます。また、「主幹教諭」は、担当する校務について責任を持って事務のとりまとめや整理を行い、指示することができるとされています。

県内の各学校に経営実態を聞くと、特に、対外的な交渉窓口や校内事務のとりまとめ責任者となっている教頭に、責任や負担が集中する傾向が強まってきています(※コラム1を参照)。これは、県の教員意識調査の中で、教頭の7割が「事務・報告書作成」に負担感を持っていると回答していることからも分かります。

こうした新しい職の設置は、各学校においてこれまでの慣行に従って行われてきた仕事の進め方を見直し、適切な校務分担や機能的な組織編成を行うための契機になると期待されています。

県教育委員会においては、教職員の適切な役割分担の下で教員の多忙解消を 進め、学校全体の教育効果を高めていくことができるよう、学校の規模や抱え ている問題などにも十分配慮しながら、学校経営の実務の中心を担う新しい職 の設置を検討すべきです。

※ コラム1:教頭の一日(小学校:6月のある日)

n+ +1	とのとこれ八声としています
時 刻	このような仕事をしています
7:00	自宅を車で出る。
7:20~	学校に着く。校舎外を巡視しながら職員室へ。昨日の学校日誌、巡回日誌を点検することが
	一日の業務の始まり。日直の教員がいないときには、保護者からの欠席などの電話を受け
	て、担任に連絡する。
8:00~	職員朝礼を行う。教職員への伝達事項は、あらかじめ校長に確認している。
8:10~	登校中にケガをした子ども本人から事情を聞いて、担任と保護者に連絡する。
8:30~	校舎内の各階を巡回し、授業の様子と児童の状況を把握する。
9:00~	集金の口座振替データをパソコンに入力し、取扱業者へ送信する。
10:00~	校舎外の点検を行い、発電施設の点検と清掃を行う。学校ビオトープのごみ取りをする。
10:45~	5年2組の理科の授業をする。
11:30~	県教委や市教委、各団体などからの受付文書を担当教員に振分ける。県教委や市教委へ
	の報告内容の起案文書を確認し、決裁する。
12:25~	行政視察で国から3人が来校する。3人と一緒に給食を食べながら、学校の取組みや現状に
	ついて説明をする。
13:30~	明日の企画委員会の資料を作成する。
14:30~	登校中にケガをした子どもの周辺にいた子からの事情を聴いて、概要を取りまとめる。校長に
	報告する。(中学校では、生徒指導主事が対応、教頭には報告のみ)
15:30~	学校開放申請の処理(申請者への電話、許可証の発行)を行い、翌月分の予定表を作成す
	る。
16:15~	特別支援委員会で、関係教員と気がかりな子どもへの対応を話し合う。
18:15~	校長、特別支援学級の担任2名と、特別支援学級6年児童の進学先について話し合う。
19:15~	2年の「学年だより」の校正を行う。各委員会の起案文書を処理する。
20:30	学校を車で出る。
20:50	自宅に着く。

■「学校経営アドバイザー」の助言を得て、学校の実情に即した経営支援

・ 教育課程の編成や校務分掌、校内委員会の設置・運営など、学校経営の実態 は多種多様であり、それは「学校毎に異なっている」と言っても過言ではあり ません。

県や市町教育委員会が各学校に対して助言・支援を行う際には、まず、学校 と日々のコミュニケーションを密にして、個々の学校が置かれている状況や課 題など経営の実態を、常に把握・分析していく必要があります。

福井県内には、公立の小学校が209校、中学校が80校、高校が30校、特別支援学校が10校(平成20年5月1日現在で計329校)あります。学校数は、他の都道府県と比較しても少なく、個々の経営実態を踏まえたきめ細かな教育行政を行うことができる環境にあると考えます。

教育委員会においては、これまでは各学校の教育課程や教科指導など学校教育に関する専門的な事項を中心に、指導・助言を行ってきました。

今後は、県や市町教育委員会の職員一人ひとりが、学校経営に関する最新の情報やノウハウの蓄積に努め、個々の学校の実情に即して継続的に助言・支援していく必要があります。

・ 学校の経営改善や組織マネジメント改革は、学校の実情に即して計画的に行っていくことが最も重要です。

県や市町教育委員会においては、学校組織・経営を専門とする大学研究者などを「学校経営アドバイザー」として委嘱し、学校の求めに応じて派遣・支援する体制を整えるなど、個々の学校が自らの責任と判断で学校づくりができるよう、支援策を強化すべきです。

「学校経営アドバイザー」の役割は、それぞれの学校の教職員や教育委員会と一緒になって、学校内外の環境をはじめとする経営の現状を詳細に分析し、個々の課題に即した最善の解決方策を見い出していくことにあります。このように、第三者の立場から、学校関係者の「気づき」を生み出すための助言を継続的に行います。

提言 2 教員が日々の教育活動に専念するための時間を拡充 一教員の多忙解消策の充実一

教員の仕事は、日々の授業や課外活動、学校行事などの教育活動を通じて、 子どもたち一人ひとりの個性や能力を最大限に伸ばしていくことにあります。

教員は皆、目の前の子どもたちとの関わりの中でその成長を願い、そのために自ら主体的に考え、行動していくことに大きな喜びを感じており、子どもたちのために苦労はいといません。

しかしながら、最近の子どもたちの様子は、一昔前と比べて大きく変化しています。人間関係を築いていくためのコミュニケーション能力が弱かったり、授業に集中できない子や忘れ物をする子が増えてきたり、学校においては教科指導に入る前の生活面での指導がたいへん難しくなってきています。

さらに、福井県教員の勤務実態をみると、授業や課外活動といった子どもに直接関わる業務以外にも、「会議・打合せ」や「事務・報告書作成」、「保護者・PTA・地域対応」といった業務に多くの時間が割かれ、週当たりの時間外勤務が平均20時間を超える「多忙」が指摘されています。

(P15~16のコラム2「先生の一日」を参照)

こうした状況が続く中で、自分が一生懸命努力しても報われなかったり、効果が表れなかったりすると精神的なストレスや「負担感(=多忙感)」も増し、 仕事に対するモチベーションや意欲の低下、心身の疲労を訴える教員が増えているという実態も報告されています。

今後、学校全体の教育活動を充実するためには、教員一人ひとりが子どもと 直接関わる時間を確保することはもちろん、授業を充実するための準備や教材 研究の時間、各種指導を行うための自己研鑽の時間などを拡充していくことが 急務です。

そのためには、まず、校長がリーダーシップを発揮して、個々の学校の経営 実態に応じて業務全体を見直し、教員一人ひとりが日々の教育活動に専念する ための時間を最大化していくことが欠かせません。

また、教育委員会においては、こうした学校単位の取組みを応援するための 共通の仕組みづくりを行うことが必要です。

この問題を解決するための特効薬はありません。学校と教育委員会が連携・協力し合い、できるものから日々着実に内容を良くしていくことができるよう、改善活動を"継続的"に展開していくことが最大のポイントとなります。

■学校が自助努力する「一学校一改善活動」の全県展開

・ 教員の勤務実態は多様で、個々の学校や教員、時期などによって異なっており、標準的なモデルをもとに実効性のある多忙解消策を見い出していくことは 事実上不可能です。

教員の多忙を解消するためには、まず、校長の強いリーダーシップの下で個々の学校が経営の実態に即して具体策を考え、実行していくことが基本となります。

実際に成果を挙げている学校では、教員一人ひとりが勤務時間の中で効率的・効果的に仕事を行い、学校全体で創意工夫しながら、組織的に問題を解決していくといった体制づくりが進んでいます。

一方で、多くの学校では、常設の委員会や部会は横の連携が十分とれておらず、学校が抱える問題を解決していくための体系的で提案型の組織になっていないケースが見られます。

校長は、教職員一人ひとりの勤務状況を日々把握し、機能していない委員会 や部会の廃止・統合、会議や部活動の時間短縮、学校行事の精選など、現場の 問題に即した改善活動を継続的に行っていく必要があります。

また、特定の教員に負担がかかり過ぎないよう、適宜、校務分掌を見直していくことも重要です。

今後は、福井県内の各学校において作成・公表している「我が校の教育推進プラン」(スクールプラン)の中に、教育活動をさらに充実していくための「我が校の改善活動」を具体的に盛り込むなど、全ての学校で推進体制を整えながら、改善活動をオープンに展開していくべきです。

<「我が校の改善活動」の設定例 >

- 本校の「○○○○」を強化するために、「○○○○」など5つの委員会を 廃止して、新たに「○○○○」の問題を重点的に解決するための委員会 を設置
- ・ 子どもたちの「○○○○」を向上するために、既存の委員会や部会を全面的に改廃し、課題ごとに提案型の少数精鋭チームを設置して機動的に対応
- ・ 会議時間を3割短縮し、全教員の授業研究・準備のための時間を創出
- 学校行事を精選し、「○○○」は年3回から1回に減らし、新たに年1回の「○○○○」を開催
- ・ 学校ホームページを充実するため、更新作業を父母の会に委任。毎月〇回は内容を更新・充実

■「調査文書などの半減」をめざした教育委員会の取組みを促進

・ 県教育委員会では、平成17年度に「教職員の勤務実態に関する検討委員会」 を設置し、平成19年度から、市町教育委員会や教育団体とともに「主催会議 の見直し」や「報告文書・調査の削減」などの多忙解消策を実行してきました。

この結果、県と市町合わせて主催会議の28%(82件)、報告文書・調査の約12%(86件)を見直すなど、一定の成果を挙げることができました。

しかし、各学校には、教育委員会以外の行政機関や各種団体などからの様々な文書や依頼が増えていく傾向にあり、こうした傾向に歯止めをかけていくことがこれからの大きな課題となっています。

また、教員の多忙化の一因でもある、県・市町教育委員会が主催する会議や研修講座の統合・整理も、引き続き進めていく必要があります。

文部科学省においては、昨年11月に「学校現場の負担軽減プロジェクトチーム」を設置し、国が行う定期調査の廃止・統合などの具体策をとりまとめ、 国レベルでも教員の負担軽減策が実行に移されようとしています。

県や市町教育委員会においては、これまで実施してきた負担軽減策の実施状況を把握・分析し、今後の継続的な改善活動につなげていくことができるよう「調査文書、依頼文書などを半減」するためのプロジェクトチームを組織して、徹底的にフォローアップしていくべきです。

・ 国が今回、新たに打ち出した負担軽減策の一つに、公立学校を対象とする定期調査の見直しがあります。

今後、全38項目の調査項目を精選するとともに、毎年度実施している悉皆 調査28件のうち12件については、調査の統合・一括化などを行うとの方針 が出されました。

福井県では、教育施策を企画立案する資料を得るため、例えば、中学生を対象に志望校を把握する「進路志望調査」や、中学生・高校生を対象に卒業後の進路実態を把握する「進路実態調査」などを、毎年実施しています。

こうした県・市町の独自調査についても、調査内容を精選するとともに、調査時期の重複を解消したり、調査方法の電子化を促進したりするなど、必要な改善策を講じるべきです。

■学校内の緊急課題を解決する支援教員を派遣

・ 個々の学校では、校内暴力の連鎖などの予期できない事件や事故、災害が発生し、学校の教育活動全体に大きな影響を及ぼす場合があります。

こうした事態が発生した場合、本来は、校長を中心に教職員が一丸となって 解決していくことが求められますが、ケースによっては学校内のスタッフだけ では解決できないこともあります。

教育委員会においては、個々の学校がこうした緊急課題を一日も早く解決し、 通常の教育活動に復帰できるよう支援するため、高い指導力と専門的な知識・ 能力を持つ他の学校や教育機関に勤務する教員を、学校の求めに応じて機動的、 短期的に派遣する仕組みを整えておくべきです。

■新しい学習指導要領(授業時数増、カリキュラム改訂)への円滑移行

・ 本年3月に告示された新しい学習指導要領は、小学校では平成23年度、中 学校では平成24年度から完全実施されます。また、高校の新学習指導要領は 平成25年度の完全実施に向けて、今年度中に告示される予定です。

完全実施に先立って、小・中学校では平成21年度から理科や算数・数学、 体育などの教科で、授業時数増を含めた移行措置がとられることになりました。

新学習指導要領では、全体の授業時数を増やすとともに、教育内容も大幅に 改善し、知・徳・体それぞれの力をバランスよく伸ばす教育カリキュラムの充 実が図られます。

今後、各学校では、新学習指導要領に対応した教育課程の編成や具体的な指導法の研究などについて準備を始めていく必要があり、教員負担の更なる増大につながることも懸念されています。

県教育委員会においては、学校現場が混乱をきたさないよう教員の適正な配置を国に要望するとともに、国や市町教育委員会と十分な情報交換や連携を行いながら、新学習指導要領への移行を円滑に進めるための準備、広報を行っていくことが不可欠です。

■教員免許更新制の導入を見据えた教員研修体系の総合的な改善

・ 教員一人ひとりの資質・能力を高め、学校教育に対する国民の信頼を回復するために、平成21年4月から「教員免許更新制」がスタートします。

今後は、全ての教員が10年毎に、教育の最新事情や教科指導、生徒指導などに関する30時間の更新講習を受講・修了する必要があります。

更新講習は、長期休業期間中や土日、夜間の開設、通信教育の活用など、学校の教育活動に影響を及ぼさないよう様々な方法が検討されていますが、学校現場からは教員の多忙化につながるのではないかとの懸念の声もあります。

今後、教育委員会においては、この制度が教員の負担増につながることのないよう、地域の実態を十分踏まえて国と協議・調整していくとともに、経験者研修や課題別研修の見直しなど、県や市町で行っている現行の研修体系を改善していく必要があります。

■県内教員が横断的に教科指導力を高め合う、県独自の「教材研究支援システム」 — 県教育研究所の支援機能を強化 —

・ 県教育委員会では、昨年12月、教員の多忙解消策を検討するための基礎データを得る目的で「教員意識調査」を実施しました。

その結果、「今の学校で仕事ができてよかった」といったプラス思考の教員が全国よりも多く、また、「今の仕事は責任が重すぎる」とか「職場の人間関係に悩むことが多い」といったマイナス思考の教員が少ないことから、福井県は、教育に対する熱意や非常に高い職業意識を持った教員が多い地域であると言えます。

しかしながら、負担感(=多忙感)のある業務を、職種別、年代別、男女別、 学校規模別に分析すると、いろいろな課題が一方では見えてきます。

例えば、教科の指導案作成や教材の研究・準備など日々の「授業準備」については、30歳以下の若手教員の4割強が負担感を持っています。この割合は、年齢が上がるにつれて減少しますが、30歳代で3割、40歳代でも2割の教員が負担感を持っています。また、特に、女性教員の負担感が強いことが分かりました。

教科指導は教員本来の職務であり、「授業準備」を負担に思う教員が多い状況にあることは、憂慮すべき事態です。このため、各学校では授業研究などを通して同僚である教員同士が切磋琢磨したり、県の教育研究所では研修の機会を充実したりしていますが、更なる創意工夫が求められます。

そこで、教員の「授業準備」に対する負担感を軽減し、教員の教科指導力を 全県的に高めていくための行政支援の具体策として、「教材・教具素材バンク」 の設置が考えられます。

県の教育研究所にホストサーバーを設置して、県内の小・中・高校、特別支援学校の全教員が、各学校からサーバーにアクセスできる環境を整え、教員一人ひとりがこれまで授業に活用してきた教材、指導ノウハウ(単元毎の指導案など)を持ち寄り、若手教員など教員同士が活用しあう福井県独自の「教材研究支援システム」の開発を検討すべきです。

こうしたシステムを運用することによって、県内の多くの教員が、日常、学校や校種間の壁を越えて相互に協力し、支え合っていく契機になります。また、限られた時間を最大限に活用しながら指導方法や教材のバリエーションを増やすことができ、教員一人ひとりの指導力向上につなげていくことができます。

・ 県教育研究所においては、このような「教材研究の支援機能」の強化だけではなく、教員一人ひとりが研修の機会を活用して同僚と情報交換したり、活きた教材を持ち帰ったり、教科・生徒指導などについてのアドバイスを受けたりすることができる「サロン機能」を付加していくことが求められます。

大学や他の研究機関などとの新しい協力・連携の仕組みを築きながら、県全体の教育水準の向上に貢献するための教育機関として、これからの時代に適応した機能を充実・強化していく必要があります。

■ICTを徹底活用し、業務の効率化・標準化を促進

・ 学校における I C T (Information and Communication Technology:情報 通信技術)活用の実態をみると、我が国は先進国と比較するとまだまだ低い状況にあります。

福井県の県立学校では、教職員一人に一台のパソコンを整備するなど、業務の効率化・標準化のための条件整備に努めてきました。

しかし、小・中学校においては、校務用パソコンの整備率が県全体で約3割強(平成19年3月現在)の水準にとどまっています。校務用パソコンがない教員は、個人のパソコンを学校に持ち込んでいるという実態が依然として解消されていません。

県庁や市町役場などの行政機関では、全職員に業務用パソコンを導入するなど情報化関連の基盤整備を早くから進めてきました。その結果、今日の住民サービスの向上や事務の効率化・標準化、情報の共有化につながっています。

特に、ここ数年、教員による個人情報の校外への持ち出しや紛失問題が全国 的に増加してきており、学校や教育委員会においては情報管理体制の強化が強 く求められています。

教員の多忙や負担を軽減するためにも、情報化の基本となる校務用パソコンや校内ネットワークなどの整備は不可欠であり、市町教育委員会においては、教員に一人一台のパソコンをできるだけ早く整備すべきです。

・ 福井県教員の多くが、実際に負担感を持っている業務の最上位には、「授業 準備」のほかに、「成績処理(教諭全体の29.4%)」や「事務・報告書作成(全 体の27.4%)」があります。

学校の実態をみると、ある学校では紙で手処理をしていたり、ある学校では 一部データ処理が電子化されていたりと、学校によって大きなばらつきがあり ます。教員は、人事異動によって着任校の事務処理方法を一から勉強し、それ に慣れていくことが当然とされています。こうした異動に伴う不安感を緩和す るためにも、学校間の事務処理を標準化・平準化していくことが不可欠です。

今後、教員一人に一台の校務用パソコンを整備するとともに、学校内にコンピュータネットワークを活用した情報共有のためのシステム(「グループウェア」: Groupware)を開発・導入することで、校務全般に関するノウハウが学校内に蓄積され、事務の効率化を実現できるとともに、学校間のシステムの標準化・平準化も大きく進みます。

グループウェアの例としては、子どもたちの学籍簿や出席簿、成績、通知表など教務関係の事務を一括処理できる「校務支援システム」や、全ての教職員に共通する「文書作成・管理システム」が挙げられます。

教育委員会においては、教員一人ひとりの情報リテラシー(情報の読み書き、 分析、活用能力)の向上を図るとともに、こうしたグループウェアの開発・導 入に積極的な予算を投入すべきです。

■校務の共同化・外部化の促進と学校裁量の拡大

- ・ 教員の多忙を解消していくためには、個々の学校において、実態に即した形で業務一つひとつを整理し、継続的に改善策を実行していくことが最も効果的な対処法となります。
 - 一例を挙げると、多くの学校では、教員自身が学校給食費やPTA会費、部活動費、同窓会費などの集金や通帳管理を行っています。
 - 小・中学校では、近年、学校給食費の未納問題が表面化してきており、学級 担任や学年主任などが中心となって、夜間の家庭訪問を行いながら集金を行っ ているケースも出てきており、多忙の大きな原因にもなってきています。

学校内の業務については、学校事務職員との適切な分担、外部人材の活用、複数の学校間での共同実施や分担実施、さらには、民間へのアウトソーシングなど、業務一つひとつの性質や内容に合わせた最善の解決方法を探っていくべきです。

県や市町の教育委員会においては、双方が連携して校務の共同化・外部化の研究を進めるとともに、人事・予算面における校長の裁量権の拡大を検討するなど、各学校が主体的に行う学校改善を支援していくための新しい仕組みを整えていく必要があります。

- ・ 小・中学校の事務職員は、国で定められた基準により配置されています。地域や学校の規模などにもよりますが、大規模校で2名、標準規模の学校では1 名の事務職員がいます。しかし、特に規模の小さい学校には事務職員が配置されていない学校もあります。
 - 小・中学校において、学校全体の事務を効率・効果的に実施していくためには、事務職員の存在がたいへん重要となってきます。

福井県内の小・中学校の事務職員は、学校を越えた研究組織を設けて、学校 経営や事務の効率化などに関する研究活動を継続的に行っています。

このような熱意や努力を、学校経営の中に活かしていくことが不可欠です。 例えば、同じ中学校区内の小・中学校が集まって、共同で行うことのできる事 務を集約するなど、事務を共同実施するための仕組みを研究していくことが求 められます。

※ コラム2:先生の一日(小学校、中学校、高校)

〇小学校(5年1組の学級担任)

時刻	(分)	時間割	このような仕事をしています
7:30~		登校	玄関で声をかけながら、登校の様子や子どもの表情を観る。
8:15~	(15)	朝読書	本選びを助言するなど、子どもの継続的な読書をサポートする。
8:30~	(10)	朝の会	出欠を確認し、一人ひとりの健康状態を観る。欠席の連絡がない場合や欠
			席が続く場合には、保護者と連絡をとり様子を聞く。
8:40~	(45)	1校時	算数の授業
9:25~	(10)	休み時間	保護者からの連絡帳や子どもが書いた生活ノートに記帳する。
9:35~	(45)	2校時	国語の授業
10:20~	(20)	大休み時間	子どもと一緒にスポーツ活動や音楽活動をする。
10:40~	(45)	3校時	社会の授業
11:25~	(10)	休み時間	子どもの様子を見て、心配事や悩み事などの相談をする。
11:35~	(45)	4校時	体育の授業
12:20~	(45)	給食	子どもと一緒に給食を準備し、楽しい食事になるよう気を配る。
13:05∼	(20)	昼休み時間	子どもと一緒に遊んだり、委員会活動をサポートしたりする。
13:25~	(15)	清掃	子どもと一緒に掃除をし、手本を見せる。
13:40~	(10)	休み時間	習得が遅れ気味の子どもに漢字の書き取りをさせる。
13:50~	(45)	5校時	音楽の授業
14:35~	(10)	休み時間	習得が遅れ気味の子どもに算数を教える。
14:45~	(45)	6校時	総合的な学習(近くの湖に出かけ水辺観察、水質調査をする)
15:30~	(20)	帰りの会	集団でまっすぐ帰るよう注意。見守り隊と連絡を取り、安全に下校させる。
16:00~	(60)	校務、連絡調整、授業準備	月1回の職員会議と週1回の学年会を掛け持ちする。今月は学年通信の
17:00~	(114)	など	作成担当になる。来週の企画委員会の資料作成に着手する。国語の時間
(時間外:平均			に行った小テストの採点を行っていると、保護者から生活相談の電話が入
残業時間)			り相談にのる。明日は理科の授業があるので実験の段取りを組む。他の授
			業準備も行う。再来週は出張があるので自習計画のプリントづくりをする。
帰宅後	(36)		明日の授業準備が一部残っているので自宅で準備する。

〇中学校(1年3組の学級担任、英語科担当、男子バレーボール部顧問)

	プ中子校(1年3組の子級担任、英語科担当、男子ハレーホール部顧问)						
時刻	(分)	時間割	このような仕事をしています				
7:30~		登校	校門前で子どもの表情や様子を観察し、服装の乱れがあれば注意する。				
8:15∼	(15)	朝学習	今日の1年生は、一斉に数学の四則計算ドリルをする。				
8:30~	(10)	朝の会	出欠を確認し、今週の学校行事について連絡をする。				
8:40~	(10)	休み時間	欠席の連絡がない子どもがいたので、保護者に電話し確認する。				
8:50~	(50)	1校時	1年2組の授業				
9:40∼	(10)	休み時間	子どもの質問に答える。				
9:50~	(50)	2校時	1年3組の授業				
10:40~	(10)	休み時間	昨日出した宿題をチェック、採点する。				
10:50~	(50)	3校時	授業が入っていないので、担任をする子どもの生活ノートをチェックする。				
			相談室に通う子どもの悩みを聞いて、アドバイスする。				
11:40~	(10)	休み時間	昨日出した宿題をチェック、採点する。				
11:50~	(50)	4校時	1年5組の授業				
12:40∼	(30)	給食	担任のクラスで子どもと一緒に給食を食べる。				
13:10∼	(20)	昼休み時間	今日は校内巡回の当番なので各フロアを観て回る。				
13:30∼	(10)	清掃	子どもと一緒に掃除をする。				
13:40∼	(10)	休み時間	子ども同士のトラブルについて話を聞いて、仲裁・助言する。				
13:50~	(50)	5校時	1年1組の授業				
14:40~	(10)	休み時間	子どもから悩み事についての相談を受け、助言する。				
14:50~	(50)	6校時	1年4組の授業				
15:40~	(5)	休み時間					
15:45~	(15)	帰りの会	明日の行事について連絡する。				
16:00	(60)	部活動などの放課後活動	男子バレーボール部で子どもたちと一緒に汗を流す。				
17:00~	(156)	部活動終了、完全下校	途中、2年3組の保護者から、子どもが下校途中にケガをしたとの電話があ				
(時間外:平均		(18:30)	り、部活動を副顧問に頼んで子どもの自宅に駆けつける。原因を聴取、安				
残業時間)			否を確認して学校に戻り、校長・教頭に報告。学年主任などに今後の未然				
			防止策を相談する。ALTと明日の授業の打合せをして、部活動に戻る。				
		校務、連絡調整、授業準備	部活動終了後、委員会で生徒指導の問題を議論する。春の遠足について				
		など	学年会で計画を練る。教委からいじめ・不登校調査があり、調査票をまとめ				
			る。小テストの採点を済ませ、明日の授業準備をする。帰宅途中で家庭を				
			訪問し給食費の未収分を集金する。				
帰宅後	(24)		インターネットを活用して、英語の授業で使えそうな面白い素材を探す。				

〇高校(普通科、2年1組の学級担任、理科(生物)担当、吹奏楽部顧問)

時刻	(分)	時間割	このような仕事をしています
7:50~		登校	
8:30~	(5)	ショートホーム	出欠を確認し、欠席・遅刻の連絡のない家庭に副担任と手分けして電話
			確認する。当日の時間割変更を知らせる。
8:35∼	(5)	休み時間	生物準備室に戻って、授業の準備をする。
8:40~	(50)	1校時	2年1組の授業
9:30~	(10)	休み時間	実習助手と次の単元の実験方法について打合せを行う。
9:40~	(50)	2校時	2年3組の授業
1030∼	(10)	休み時間	子どもの質問に答える。
10:40~	(50)	3校時	授業が入っていないので、新しい教材を研究する。中間テストの採点と成
			績処理を行う。
11:30~	(10)	休み時間	子どもの質問に答える。
11:40~	(50)	4校時	1年1組の授業
12:30~	(40)	昼食	職員室で昼食を食べる。
		昼休み時間	臨時学年会で修学旅行の日程を検討する。
13:10~	(50)	5校時	2年2組の授業
14:00~	(10)	休み時間	
14:10~	(50)	6校時	授業が入っていないので、手すきの生物科の教員と受験指導対策を話し
			合う。課外授業の内容、教材について協議する。
15:00~	(10)	休み時間	
15:10~	(50)	7校時	2年5組の授業
16:00~	(15)	掃除	子どもと一緒に掃除する。
16:15~	(10)	ショートホーム	明日の連絡事項を伝える。
16:30~	(45)	個別相談、部活動など	問題行動のあった子どもを呼んで生活指導する。進路希望調査、家庭学
17:15~	(144)		習調査の結果をもとに自分の担任するHRの生徒の個別相談を行う。
(時間外:平均		部活動終了、完全下校	吹奏楽部の練習に加わり、演奏の指導を行う。
残業時間)		(19:00)	
		校務、連絡調整、授業準備	問題行動のあった子ども、不登校気味の子どもへの対応について相談室
		など	や保健部スタッフと協議する。
			来月、学校同窓会の総会があるので、準備と会計処理を行う。
			中間テストの採点と成績処理の続きを行う。
			明日の授業準備と新しい教材の研究を行う。
帰宅後	(42)		中間テストの採点の残りを片付けて、次の単元の教材づくりを行う。

提言3 家庭、地域、行政みんなで支える学校

子どもたちへの教育は、学校において自己完結的に行うことはできません。 家庭や地域との連携、協力があってはじめて、教育活動全体の底上げを図ることが可能となります。

福井県内の小・中学校においては、「開かれた学校づくり」をめざすための推進母体となる「地域・学校協議会」の設置を進め、平成19年度末までに全ての学校に協議会が設置されました。

今後、学校においては、協議会を基盤に、家庭や地域との連携をさらに強化し、教育の「質」を向上するための創意工夫や改善を行うことが最重要課題の一つです。福井県の学校教育は、こうした意味から、次の展開を検討する新たなステージを迎えたと言えます。

そのために、まずは、現在のコミュニティ・スクールの運用実態と課題を検証し、運営方法などを改善していくことが求められます。

さらには、小中連携・一貫教育の推進など新たな教育システムの方向性を見据えた学校支援や、外部人材を適材適所に配置し、学校の深刻な問題を解決していくための支援を実行していく必要があります。

■「地域・学校協議会」の運営改善でコミュニティ・スクール機能を強化

・ 福井県では、家庭・地域・学校が連携し、地域の特性や実情を活かしながら、 地域に根ざした開かれた学校づくりを行うために、その推進母体となる「地域・学校協議会」を全ての小学校と中学校に設置するなど、県独自のコミュニティ・スクールを推進しています。

「地域・学校協議会」では、地域全体の教育の在り方や子育ての方針、学校 経営などについて、家庭・地域・学校の代表者が話し合い、それぞれの主体が 役割を分担しながら教育活動を行っています。

その結果、各学校では、学校ボランティアへの参加が促進されたり、学校新聞の発行や学校ホームページの更新回数が増えて積極的な情報発信が行われたりするなど、数多くの成果が報告されています。

しかしながら、「地域・学校協議会」については、教員が運営やコーディネート役を担う場合が多く、事務作業や関係者間の調整に相当の時間を要するなど、教員の負担増につながっているケースもあります。

教員のこうした事務負担を軽減し、子どもたちの教育に専念するための時間を拡充することができるよう、協議会の運営方法を再点検し、家庭や地域の応援を得ながら学校経営を進めるコミュニティ・スクール機能をさらに充実していくことが求められます。

■同じ地域内の小・中学校を、総合的・一体的に応援する体制を整備

町内会や子供会など、地域住民のネットワークを活かして、地域ぐるみで子どもを見守りながら育成していこうとする「地域の教育力」が、大都市圏ほどではありませんが、この福井県でも低下しています。

学校の教育活動をさらに充実していくためには、教員が本来の職務に専念し、一人ひとりの指導力を継続的に高めていくことが不可欠です。そのためには、保護者や地域住民の協力・参加の機会を拡大し、多忙な教員を応援していくことも重要です。

また、福井県では、地域の特性に応じた義務教育9年間の新しい仕組みづくりに向けたモデル研究に着手しました。今後、小・中連携教育を進めていく上で必要となる学校支援のための新しい仕組みづくりも求められます。

こうしたことから、一つの中学校区を単位に家庭・地域と各学校とを結びつけるコーディネーターを配置するなど、家庭・地域・学校が一緒になった義務教育9年間の総合的な応援体制を整えていく必要があります。

■外部人材情報の共有と活用の促進をめざす「教育人材バンク制度」

・ 福井県では、中学生、高校生の非行防止や立直りに向けた生徒指導を支援するため、平成20年度から新たに警察官や裁判官、教員のOBなどが「スクールサポーター」になり、警察署から各学校に派遣される体制が整えられました。また、県と市町教育委員会では、相互に連携して「スクールソーシャルワーカー」や「スクールカウンセラー」の配置を進めるなど、外部人材の協力を得て、子どもや家庭への支援を強化しています。

今後、各学校においては、専門的な知識やノウハウを持った外部人材の協力を得ながら、様々な問題を解決したり、円滑な学校経営を行ったりすることがますます必要となってきます。

教育委員会においては、学校問題の解決に求められる教員や警察OB、大学、企業、地域などの人材を登録・紹介する総合的な「教育人材バンク制度」を整え、各学校の実情に応じて活用できるよう努めていくべきです。

■学校への一方的な要求の解決をめざす専門的な支援チームを教委に設置

・ 近年、学校においては、保護者や地域住民からの一方的な批判や道理に基づかない要求などが行われ、その対応に苦労しているケースが増えています。 福井県においても、「自分の子がケンカで怪我をして休まなければならないので、相手の子も休ませよ」とか、「自分の子どもが『担任の先生が嫌いだ』と言っているから、担任を外してほしい」といった事例が、実際に報告されています。

こうした状況を放置しておくことは、教員が教育に専念するための時間の減少や精神的な疲労の増大などにもつながり、学校の教育活動全体を停滞させる大きな原因にもなります。

県や市町の教育委員会は、弁護士や臨床心理士、精神科医、警察官などの専門家を構成メンバーとする支援チームを設置し、学校の要請に応じて派遣するなど、問題の早期解決に向けた学校支援を強化していくべきです。

提言4 子どもたちの多面的な能力を伸ばす部活動への改革

中学校、高校で行われている部活動は、「共通の種目や分野に興味・関心をも つ子どもたちが学級や学年の枠を超えて集まり、自発的・自主的に行う課外活動」です。

福井県では、中学生のほぼ全員(中3で94.4%)が部活動に参加するなど、子どもたちの加入率は全国よりも高くなっています。

また、子どもたちの意識や実態をみると、加入者の8割以上が「楽しい」とか「今の生活に役立っている」など部活動の意義や現状に肯定的である一方、「疲れがたまる」とか「人間関係で悩んでいる」と答える者もいるなど、学習や意欲面での悪影響も一部では懸念されています。

さらに、子どもたちの体力や技術・競技力の向上、集団の中での人間関係づくり、非行防止といった生徒指導面などで教育的な意義や効果が大きいとする教員が多くを占める中で、県の教員意識調査によれば、中学校教員の33%、高校教員の25%が部活動指導に負担感を持っているとの実態もあります。

近年は、保護者から「休日にはなぜ活動しないのか」、「もっと熱心な指導を」、「みんなが出場できるように」、「もっと休養日を増やしてほしい」といった賛 否両論の意見・要望が学校に直接寄せられ、そのことが部活動の運営や指導を ますます難しいものとしています。

文部科学省が、今年3月に告示した新しい中学校学習指導要領の中では、「学校教育の一環」として生徒が自発的に取り組む部活動の意義や留意点が初めて明記されました(※)。

しかし、学校には、教育活動全体の効果を最大限に高めていく責務があり、「授業の充実を第一」に集団活動や人間形成のための様々な教育活動を総合的に行っていくことが、学校経営の基軸になると考えます。

今後は、こうした学校の実態や学校教育の意義を踏まえて、現在の部活動の 運営・指導方法を一つひとつ詳細に点検し、「効果」と「負担」両面のバランス を十分とりながら、子どもたちの多面的な能力を最大限に伸ばすことのできる 部活動へと改善していく必要があります。

※ 新しい中学校学習指導要領(平成20年3月告示)における部活動の位置付け

第1章 総 則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

(13) 生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び 科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学 校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や 学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育団体等の各種団体との 連携などの運営上の工夫を行うようにすること。

■子どもと指導教員の負担を軽減する福井県共通の「部活動指針」

・ 平成19年度の全国学力・学習状況調査の結果を分析すると、福井県では、 部活動に参加している子どもの平均正答率は、参加していない子どもの正答率 よりも10ポイント程度高い約80%となっています。

また、部活動の実態を研究する大学研究者のグループが分析した「部活動と 学力の相関関係」をみてもこれと同様の傾向にあり、部活動は学習や学力など の面で教育的効果が非常に高いと言えます。

一方で、一部の部活動では、勝利を重視する傾向が強まっており、より専門的な指導が強化されているという実態もあります。

今回、中学校の新しい学習指導要領の中に、部活動の意義や留意点が新たに盛り込まれました。今後、教育委員会や各学校においては、その取扱いについて検討していくことが必要となります。

こうしたことを踏まえ、福井県内でこれまで部活動が果たしてきた意義や役割を総合的に検証し、教育活動の一環としてこれからの時代に即した部活動が効果的に行われるよう、必要な改善策を講じていくべきです。

・ 県内の全ての中学校、高校が共通認識の下で部活動を行うためには、校長会などが中心となって、活動のガイドラインを設定することが有効です。

具体的には、子どもや保護者、学校の実態を踏まえながら部活動を実施する上での基本方針や留意事項などを「部活動指針」(仮称)としてとりまとめ、各学校や教員、保護者など関係者に周知・徹底していくことが望まれます。

指針の作成に当たっては、学校の教育活動の効果を最大限に高めるという基本的な視点に立って、以下に掲げた改善策の内容を踏まえて、「子どもたちの負担」と「指導教員の負担」を軽減するという両面から具体化し、総合的な対策となるよう留意する必要があります。

■部活動の活動時間・休養日を徹底し、子どもと教員の負担を軽減

・ 長時間で休日のない部活動は、子どもと教員両者の負担を大きくします。 子どもたちの視点で考えると、限られた時間の中で集中的に活動したり、定 期的に休養日を設けたりすることが、家庭生活とのバランスを図るとともに、 学習全般での教育効果をさらに高めることにつながります。

また、指導教員の立場からみても、現に休日がとれない教員が多いことから、 部活動時間の設定と休養日の設定は、授業準備や教材研究の時間の拡充や多忙 解消に確実につながると考えます。

福井県では、今年4月から、毎月第3日曜日(家庭の日)の翌日の月曜日を「放課後活動定休日」に設定し、企業や学校の理解・協力を得ながら、家族が一緒に過ごす時間を拡大する県民運動を展開しています。4月と5月は、ほぼ全ての小・中学校、高校でこの定休日が実行に移されました。

こうした県民運動に併せて、各学校においては、実情に応じて部活動の時間 短縮や部活動休養日の設定を行うなど、校長の明確な方針の下で適切な部活動 が行われるよう徹底していくべきです。

■複数校で活動種目・分野を分担する「拠点校方式」で子どもたちの選択を拡大

・ 少子化、過疎化の影響によって小規模校が増えていく中で、子どもたち自身が自由に選択できるはずの部活動種目・分野が限られるケースが、全国的に増えてきています。

県内の運動部活動を例に挙げると、廃部の状況はここ数年間、中学校が年間 5~6部、高校が年間 1 2~1 5 部程度で推移しています。軟式野球やバレーボールなどのチームスポーツについては、学校内でチームが組めず、子どもたちの希望する運動部活動が実際にできないといった事例が増えてきています。

しかしながら、我が国では、部活動は中学生、高校生にとって学校生活から 切り離すことのできない重要なものとなっています。その在り方を検討する場 合には、子どもたちが自らの意思で好きな種目・分野を選べるような方法、仕 組みを考えていくことが不可欠です。

この問題を解決するためには、これまで学校単位で行ってきた部活動を大胆に見直し、複数の学校間で部活動種目・分野を分担する「拠点校方式」を導入するなど、少子化時代に対応した新しいシステムを導入していくことが求められます。

「拠点校方式」は、それぞれの学校の担当種目・分野を決めて、子どもたちがやりたい部活動のある近隣の学校に移動して、活動を行う仕組みです。子どもたちの移動手段、移動時間などの課題はありますが、解決方法を創意工夫しながら、導入に向けた検討を進めるべきです。

■「地域スポーツ(社会体育)」の基盤を整え、運動部活動の機能をスリム化

・ 日本の学校は、本来家庭が担うべきしつけや生活習慣づけを担わなくてはならないなど、その役割・機能は時代とともに肥大化してきました。

これからの学校は、本来果たすべき役割・機能に特化し、それ以外のものは開放していくといった視点も大事であり、運動部活動もこうした分野の一つになると考えます。

また、福井県では、高齢化が全国よりも速いテンポで進んでおり、これから は高齢者の自立や県民の健康づくりが重要な行政課題になってきます。

こうした2つの大きな課題を克服していくためには、まずは、社会体育としての「地域スポーツ」の基盤を整えていくことが不可欠です。

学校の運動部活動は、「みんなが自主的に楽しく活動できる」という原点に立ち戻るべきです。「好成績、高い競技水準を追求する」といった部分については、中体連が主体となって活動したり、「地域スポーツ」に指導を委ねるなど、学校と地域が役割分担する新しい方法を導入していくことが解決に向けた一つの処方箋になります。

そのためには、「地域スポーツ」を支える人材の発掘と協力体制づくり、体育館などの社会施設の積極的な活用、社会教育団体や競技団体など各種団体との連携強化を進めていくべきです。

特に、現在4市1町に設置されている「総合型地域スポーツクラブ」は、将来的には運動部活動の機能の一部を担うことのできる「地域スポーツ」基盤の一つであり、今後、政策的に増やしていくことが重要です。

■小中連携で小学校教員が支援する中学校部活動の指導体制づくり

— 教員の負担を軽減するための条件整備① —

・ 福井県では、現在、小・中学校間の連携を強化していくための実践的な研究 を行っています。

これは、子どもたちだけでなく教員同士の交流の機会を拡大するなど、小・中学校間の壁をできるだけ低くして、教科指導や生徒指導、課外活動などの教育活動全体に継続性、一貫性を持たせることによって、子どもたちの9年間の成長を見据えた総合的な教育の提供をめざすものです。

例えば、今回の学習指導要領改訂によって、小学校高学年では英語活動が正式なカリキュラムとして位置づけられますが、中学校の英語教員が同じ校区内の小学校教員の指導力を高めるための支援をしたりすることが、教科指導面での連携方策として考えられます。

同様に、部活動のない小学校の教員の中で希望する者が、部活動で忙しい中学校教員を支援するために、部活動指導の一部を担っていく方法が考えられます。これは、自分の小学校を巣立っていった教え子たちの成長の様子を身近で観て、必要な指導や助言を継続的に行っていくことにもつながります。

今後、小中連携の具体的な方策を検討していく中で、小学校教員の多忙や負担感の増大につながらないよう工夫しながら、中学校部活動を支援する体制を整えるなど、地元の小・中学校の教員同士がお互いにたいへんな分野を支え合う総合的な指導体制づくりを進めていくべきです。

■教員自身の専門性を活かした適正配置と指導・運営能力の向上

— 教員の負担を軽減するための条件整備② —

・ 部活動の顧問教員は、勤務時間の内外を問わず、校長の許可を得て「校務」 として指導に当たっています。

しかし、福井県では、自分の特技種目を担当している教員の割合が、中学校で約48%、高校で約43%と半数にも満たないのが現状です。

今後、県全体で、自分の特技種目を担当できるよう適正配置を行っていくことが強く求められますが、教員の異動や高齢化などの問題もあり、ミスマッチを根本的に解消していくことは難しい状況にあります。

こうした状況の中で、各校長は、特技種目以外の部活動への顧問の割当てを 最大限減らすよう努めるなど、教職員一人ひとりの専門性を活かした配置を促 進し、教員の部活動に対する負担感を軽減していくことが重要です。

・ 教員の多くは、「部活動を通して生徒を多面的に把握し、今後の指導に総合 的に活かしていきたい」という思いを強く持っています。

こうした思いに応えていくためには、教員自身が、部活動指導を行うための 管理・運営のノウハウや指導方法を身に付けていくことが不可欠です。

教育委員会においては、部活動指導者に対して技術指導者講習会を実施していますが、今後も引き続き、専門外の部活動を担当する教員を応援するための研修の機会や内容を充実していく必要があります。

■外部指導者の導入促進と子どもたちの人格形成に必要な指導水準の向上

— 教員の負担を軽減するための条件整備③ —

・ 福井県では、主に専門外の運動部活動を指導する教員を補助するために、中学校、高校に外部指導者を配置してきました。平成19年度は、中学校58校(全中学校に占める割合:72.5%)に164名、高校16校(全高校に占める割合:42.1%)に32名の外部指導者を配置しました。

外部指導者の数は毎年度増加しており、教員の負担軽減と子どもたちの技術力向上の両面で一定の効果が表れています。

今後とも、各学校のニーズに即した外部指導者をできるだけ多く確保できるよう、教育委員会において導入を促進していく必要があります。

・ また、外部指導者による指導事例が増えていく中で、技術面での指導だけではなく、子どもたちの人格形成に必要な規範意識、倫理観の育成といった指導力も強く求められるようになっており、外部指導者一人ひとりの指導水準をさらに向上することが大きな課題となっています。

教育委員会においては、外部指導者の指導力を向上するための研修の機会を 新たに設けるべきです。

■「授業を最も大事にしながら部活動も頑張る」教員を評価する風土を築く

― 教員の負担を軽減するための条件整備4 ―

・ 教員が部活動に負担感を持つ原因の一つに、「部活動に対する評価」の問題 があると言われています。

部活動指導者としての評価基準は、県大会や全国大会における順位や成績をもとに行われることが多いのが現状です。こうした視点での教員評価が続く限り、勝利至上主義的な部活動はさらに過熱するとともに、部活動にあまり熱心でない教員にも影響を及ぼし、多忙化がさらに進展していかざるを得ません。

教員は、授業を中心とする教科指導に最大限の情熱を傾注することが基本です。今後は、「授業を最も大事にしながら部活動も頑張る教員」、「部活動指導を通して子どもの生活指導などで実績のある教員」を適正に評価していくことが不可欠です。

・ 部活動を指導する教員は、休日であっても練習や競技大会、コンクールの引率など、休日を完全に取れない状況にあります。

このように、子どもたちのために頑張っている教員の負担感を少しでも軽減するためには、休日の勤務実態に応じて支給する指導手当などを充実していくことも検討すべきです。

Ⅱ 少子化時代の学校・学級経営の在り方と教育体制の充実

福井県では、小・中学校における独自の少人数教育の体制である「元気福井っ子笑顔プラン(平成16~19年度)」の成果と課題を検証するとともに、創造会議の中間報告(P34を参照)を踏まえ、平成20年度からの4か年計画で「新笑顔プラン」に基づく少人数教育を充実していく方針を示しました。

この「新笑顔プラン」によって、比較的規模の大きな小・中学校における学級編制 基準、教員配置基準がさらに見直され、子どもたち一人ひとりが、将来への「夢」や 「希望」を持って「総合的な学力」を身に付けていくための原動力となることが期待 されています。

また、「新笑顔プラン」は、第 I 章においてとりまとめた教員の多忙解消にも大き く貢献するものと考えます。

一方、本格的に少子化の時代を迎える中で、「新笑顔プラン」の対象とはならない 規模の小さな学校における教育環境についても、その現状と課題の詳細な分析を行い ながら、充実方策を総合的に検討し、実行していく時期に来ていると考えます。

例えば、福井県内の状況をみると、複式学級がある小学校が45校(88学級)あるほか、各学年で「クラス替え」ができない学校規模の目安となる6学級以下の小学校の割合は37%、3学級以下の中学校の割合は23%にまで達しています。(平成19年5月1日現在)

また、学校統廃合の状況をみると、昭和55(1980)年から平成17(2005)年までの25年間で、0~14歳の年少人口が約6万人(約181千人から約121千人に)減少する中で、中学校数はほぼ横ばいで推移しましたが、小学校では38校が統廃合(254校から216校に約15%の減)されました。

現在、少子化や過疎化が進む地域においては、学校統廃合の検討が行われているところもあります。今後さらに少子化が進展し、2030年には年少人口が8万人弱になるとの推計もあり、統廃合が避けて通れない地域や学校も大幅に増えていくと考えられます。

各学校の教育活動の「質」を向上し、福井県全体の教育水準を今後さらに高めていくためには、統廃合の問題も含めて、少子化時代の規模の小さな学校・学級の経営の在り方や教育体制の充実方策について総合的に検討し、将来への展望を持って的確に対応していくことが不可欠です。

提言 5 子どもたちの個性や能力を最大限に伸ばす総合的な教育体制の確立 一「元気福井っ子新笑顔プラン」の推進 一

「元気福井っ子新笑顔プラン」は、学習指導だけでなく、生活指導や生徒指導などを通じて、子どもたち一人ひとりの個性や能力を最大限に伸ばす、義務教育9年間を見据えた総合的な教育体制だと考えます。

こうした理念の下、小学校の低学年においては学校生活の支援を強化するための非常勤講師の配置を拡充するとともに、小学校中学年では、子どもたちの 興味・関心に応じた学習指導を強化します。

また、小学校高学年から中学校の3年間は、不登校やいじめを未然に防止するための指導をさらに充実するとともに、全教科において学力向上に努めていく必要があります。

県では、市町教育委員会との連携を強化し、「新笑顔プラン」を施策の柱に子どもたちの成長段階に応じたきめ細かな教育を実践し、「総合的な学力」の向上につなげていくことを期待しています。

■「元気福井っ子新笑顔プラン」に基づき少人数教育をさらに充実

・ 福井県が今年度、新たに打ち出した「元気福井っ子新笑顔プラン」の概要は、 以下のとおりです。

県教育委員会では、平成23年度までの4年間で段階的に教育体制を充実します。本年4月には、すでに小学校5年の学級編制基準を小学校6年と同様に36人以下にするなどの充実策が講じられており、子どもたちや保護者、各学校の声を直接聞くと、とても高く評価しています。

今後は、個々の学校において子どもたちの発達段階や各学年・学級の状況に 応じて柔軟な教育体制が組めるよう、教育委員会ではプランを検証・改善しな がら、計画的に教員配置を進めていくよう期待しています。

	学年	学年 学級編制基準			学年	学級	吸編制基準	
	7-1-	19 年度	23 年度		7-1-	19 年度	23 年度	
715	1•2 年	40 人	40 人	山	1年	30 人	30 人	
小学	3•4 年	40 人	40 人	一学	2•3 年	36 人	32 人	
校	5年	40 人	36 人	校			(23 年度までに	
			(20 年度実施)				段階的拡充)	
	6年	36 人	36 人					

<23年度までの「新笑顔プラン」の目標>

- ○学級編制基準の見直しに関するその他の対応
 - ・学校裁量による柔軟な学級編制システムを導入
- ○非常勤講師配置基準の見直し
 - ・小学校1・2年の非常勤講師の配置基準を、23年度までに段階的に見直して、31人以上の学級に拡充(20年度は35人以上の学級に配置)

■「新笑顔プラン」を原動力に、子どもたちの「夢」や「志」をはぐくむ教育を充実

・ 平成19年度全国学力・学習状況調査では、国語、算数・数学の学力調査に 併せて、生活環境や学習環境、意識に関する調査が行われました。

福井県の平均正答率を詳細に分析すると、「学校生活が楽しい」と答える子どもの学力は、「そう思わない」子どもよりも5ポイント以上高いことが明らかになりました。

一方で、「将来の夢や希望を持っている」子どもの割合(小学校80.9%、中学校69.7%)が全国平均を若干下回っているなど、今後の課題を見い出すこともできました。

学校は、楽しい集団生活の中で、子どもたち一人ひとりが、友だちや教員、 地域との触れ合いや交流など様々な経験・体験活動を通して、自分自身の興味 や関心を見つけ出し、学ぶ意欲を持ちながら、将来自立した大人となるために 欠かせない「総合的な学力」を確実に身に付けていくための場です。

福井県が独自に進める「新笑顔プラン」は、こうした学校の機能を最大限に高め、家庭や地域社会に信頼される総合的な教育体制づくりを行うためのものです。「新笑顔プラン」が原動力となって、自分の「夢」や「志」を持ち、それを実現するために一生懸命努力する子どもたちが、一人でも多く増えていくことを期待します。

個々の学校においては、「新笑顔プラン」を活かして、子どもたちの「夢」や「志」をはぐくみ、個性や能力を伸ばす教育活動をさらに充実するよう、学校の課題に即応した柔軟な指導体制を整えていくことが最大の責務です。

提言6 小規模学校における子どもたちの教育環境の充実

福井県内の公立学校で、児童・生徒数が100人未満の小学校は全体の約3分の1の70校、また、中学校は3割弱の25校もあります。(平成19年5月1日現在)

鯖江市以外の全ての市町にこうした学校があり、規模の小さな学校が、私たちの比較的身近なところに存在していることが分かります。

規模の小さな学校では、子どもたち一人ひとりに目を行き届かせ、個性や能力を伸ばすきめ細かな教育が実践できるといったプラス効果があります。

一方、「クラス替え」がなく子どもたちの人間関係が固定されたり、チームスポーツや音楽など集団活動を通して大きな効果が得られる分野や教科では、規模の小さな学校は、むしろ十分な効果が得られないといった点も指摘されています。

しかし、内外の環境が一つひとつの学校で大きく異なることから、大学の研究者の間でも、「教育効果の面からどの程度の学校規模が適正か」という問題については統一した見解が出ていないのが実情です。

市町および県では、将来の学校規模を詳細に分析しながら、学校間・学校種間の連携強化策を講じたり、複式学級があるような極小規模校の教育環境を充実したりすることが求められます。

■学校間・学校種間のネットワーク強化で教育活動を相互支援

・ 本格的な少子化時代を迎え、今後、学校の規模が急速に縮小していく中で、 各学校が単独で子どもたちに対して最大限の教育活動を保障していくことに は限界があります。

今後は、学校が単独で何もかも行ってきたこれまでの教育システムを、地域の実情に応じて見直していくことが重要です。「学校間(小・小、中・中)」、「学校種間(小・中)」のネットワークを強化し、複数の学校同士が支援し合うシステムをつくることによって、規模の小さな学校に通う子どもたちへの教育効果をさらに高めていくことができます。

特に、第一次提言には「小中連携・一貫教育の推進」を盛り込みました。県教育委員会では、この提言を踏まえて「学校種間」の連携をさらに強化します。

具体的には、9年間を見通した各教科の指導計画作成や小・中学校教員相互の継続的な授業・部活動支援、小学校における教科担任制の導入、生徒指導に関する情報の共有化、家庭や地域住民からの要望の共有化など、市町と連携しながら小・中学校間の総合的な連携方策について本格的な研究を進め、その成果を広く県内に普及していきます。

福井県の義務教育の「質」を最大限に高めていくためには、県や市町教育委員会がリーダーシップを発揮し、小・中学校において一貫性のある教育を積極的に推進していく必要があります。

・ 福井県内では、これまでも規模の小さな隣接校同士が、運動会などの学校行事を共同で行ったりするなど、「学校間」の交流機会の拡大に努めてきました。

しかし、今後はさらに、規模の小さな学校に通う子どもたちが一人でも多くの仲間と切磋琢磨しながら、学ぶ意欲や学力を高めていくための環境づくりを推進していく必要があります。

複数校における行事交流だけでなく、「教科学習の共同実施」や「部活動の合同チーム編成の促進」など、それぞれの地域や学校の実情を踏まえた新しい教育活動が展開できるよう、県や市町において研究・普及していくべきです。

■インターネットを活用した教科指導の充実

・ へき地に立地する学校や規模の小さな学校には、大規模校のように、あらゆる教科の専門教員を配置することが、なかなか難しい状況にあります。

しかし、県内のどこの学校に通うことになっても、子どもたちに一定水準以上の学習の機会や学力の習得を保障することは、教育委員会の重要な責務の一つです。

光ファイバーなど高速通信回線を用いたインターネットを活用し、県内の優秀指導教員の授業を受けることができる環境や、大規模校の子どもと一緒に授業をすることができる環境を整えるなど、教科指導を充実するための改善を図るべきです。

■複式学級における優れた指導法の研究と普及

・ 福井県内には、複数の学年の子どもたちを同一学級で指導する複式学級が、 小学校で88学級(平成19年5月現在、全学校の約4%)あり、この10年 間で約16%も増加しています。

これまで、新たに複式学級を導入してきた地域や学校では、保護者などから 教育面でマイナスにならないかを心配する声が必ず出てきました。こうした複 式学級への対応が、これからの学校経営や教育行政において極めて重要な問題 となってきます。

「上の者が下の者に教え、下の者が上の者に学ぶ」という複式学級が持つよさがありますが、そこに学ぶ子どもたちの「総合的な学力」を向上するためには、これだけでは限界があります。

県や市町教育委員会においては、複式学級を持つ学校の実態を把握・分析し、 教育の効果をさらに高めていくための具体策を実施すべきです。

県内外の複式学級において、教科指導や生徒指導などに優れた実績を挙げている教員の指導法を学び、各学校に広く普及していく必要があります。

提言7 学校の統廃合問題への適切な対応

福井県内の小・中学校では、少子化の急速な進展や都市部への子育て世代の 転出などが原因となって、児童・生徒数が大幅に減少している地域や学校が増 えてきています。

国立社会保障・人口問題研究所が行った都道府県別の将来推計人口(平成19年5月推計)によると、福井県全体の年少(0~14歳)人口は、平成42(西暦2030)年には7万9千人と、平成17年の12万1千人と比較すると約65%にまで減少するとの推計値が示されています。

このように、これからの四半世紀の間に、極めて規模の小さい学校が大幅に増えていくことは明らかです。今後、子どもたちに対する教育条件や教育環境を維持・向上していくためには、学校の統廃合は避けて通ることのできない重要な問題となってきます。

県教育委員会においては、各市町が学校の統廃合を進めていく際の支援策な どについてあらかじめ検討し、その方向性を示していくことが重要です。

(参	考)福井県の教育環	境の推移				
			昭和 35 年	昭和 55 年	平成 17 年	平成 42 年
			(1960年)	(1980年)	(2005年)	(2030年)
年	少(0~14歳)人口	Α	231千人	181千人	121千人	79千人
同	級生の数	A/15	約15千人	約12千人	約8千人	約5千人
小学校	学校数(分校含む、 児童数 1学校当たり児童数		360校 106, 470人 296人/校	254校 76, 665人 302人/校	216校 49, 922人 231人/校	
中学校	学校数(分校含む、 生徒数 1学校当たり生徒数		127校 46, 548人 367人/校	83校 33, 293人 401人/校	84校 25, 467人 303人/校	_

(参考) 福井県の教育環境の推移

出典: 学校基本調査、都道府県別将来推計人口(平成 19 年 5 月推計)

■子どもたちの教育条件を維持・向上する統廃合の考え方を共有

・ 公立小・中学校の統合については、国の学校教育法施行規則の中で「12学級以上、18学級以下を標準とする」との基準が示されています。しかし、実際は、各市町において、地域の歴史や実情などを踏まえて総合的に統廃合を検討し、保護者や地域住民の合意形成を行いながら進めてきました。

また、現行の教育制度の下では、小・中学校教員の給与負担や人事に関する権限・事務については県教育委員会の所管となっており、休校や統廃合の問題を検討する際には、県と市町間での情報交換や事前調整が必要となります。

国の中央教育審議会では、今後、公立小・中学校の統廃合を促進していくとの観点から、規模の目安や統廃合の具体的な進め方について総合的な検討を行い、平成21年夏を目途に最終的な結論を出します。

こうしたことから、県においても、県内の子どもたちに対する教育条件や教育環境に大きな格差が生じないよう、統廃合を進めていく上での基本的な考え方などについて整理し、市町との間で認識を共有しておく必要があります。

■地域の総合的、長期的なまちづくりの方向性も見据えて合意形成を

地域住民にとって、学校は、子どもたちの教育機関としてたいへん重要な役割を果たしてきました。また、地域コミュニティのシンボルとして地域に希望と情熱を与える存在でもあります。

現在、小・中学校の統廃合が全国各地で盛んに検討されていますが、今後さらに少子化や過疎化が進み、子どもたちへの教育効果の著しい低下に対する懸念が強まっていくことになれば、学校の統廃合に向かう市や町が増えていくことは明らかです。

しかし、この問題は政治的な問題にまで発展する例も見られるなど、地域の 合意形成がたいへん難しいものとなっていることも事実です。

私たちは、今学校で学んでいる子どもたちにより良い教育環境を提供していくことで、地域社会やふるさと福井の活力を将来にわたって維持・向上していくことにつなげていくことができると考えます。そうした意味で、統廃合は地域の文化や伝統、特性を継承・創造するための一つの選択肢にもなり得ます。市や町は、まず、住民全体またその中核となる子どもにとってどれだけのプラスになるかということを徹底的に吟味し、「地域再生するための学校再編」をめざすことを明確に示していくべきです。

その上で、子どもたちへの教育条件や教育環境を最大限に高めるための具体 策や行政コストも含めた地域の総合的・長期的なまちづくりの方向性について、 何度も話し合いをしながら結論を見い出していく必要があります。

■統合校に対する教員加配など、総合的な統合支援メニューを整える

・ 小・中学校の統廃合が進まない原因の一つに、現行の県費負担教職員制度があります。法律上、市町には教職員の給与負担や人事権がないため、積極的に小・中学校の統廃合を進めても、市や町にとっては行財政改革の面で大きなメリットが見い出せません。

一方、教職員の給与負担や人事に関する権限を持つ都道府県には、行財政改革を進めていく観点から、一定の効果が期待されます。

統廃合の問題を、行財政改革だけの観点から解決していくことはまず不可能ですが、給与などを負担する県が、市町や学校に対して総合的な支援策を講じ、統廃合を進めていくことには意義があります。

例えば、3校を1校に統合する場合には、トータルで300ある経費を250や150にしてはじめて効果が表れることになります。

しかしながら、統合した学校はどこでも、「新しい学校づくりをどうするか」とか「子どもたちの融和をどう進めていくか」といった深刻な問題に直面します。行政は、こうした学校を応援していくことが大事であり、統合後の一定期間は基準以上の教職員を配置するなどの対策が不可欠です。

県教育委員会においては、こうした柔軟な発想を持って、市町とともに統合 後の新しい学校づくりを積極的に支援していくべきです。 ・ 学校統合に際してクリアすべき問題の一つに、学校までの交通手段の確保や 通学時間の問題があります。

こうした問題については、生涯学習や地域福祉など市町の総合行政の中で解決方策を検討することで、その方向性を見い出すこともできます。

また、県においては、市町や学校におけるスクールバスの導入経費に対する 財政的な支援方策などの検討が考えられます。

Ⅲ 今後の課題 (第一次提言・第二次提言を踏まえて)

教育・文化ふくい創造会議では、これまで第一次、第二次の2期にわたって、主に 子どもたちの教育に関する問題について議論を進め、提言をとりまとめてきました。

私たちは、福井県で成長していく子どもたちが、その過程で自分自身の「夢」や「希望」、「志」をしっかりと持って、様々な経験や体験を通して主体的に学び、個性や能力を伸ばしていくことができるよう、福井県の実情を踏まえ、その特性を活かした教育改革の方向性を示してきました。

これらの提言事項を確実に実現していくためには、今後、学校だけでなく、家庭や地域、教育委員会といったそれぞれの主体が相互の連携をさらに深め、自らに与えられた役割や責任を最大限果たしていくことが不可欠です。

しかし、時間的な制約がある中で会議を進めてきたこともあり、これまでの提言項目は、これからの福井県の教育施策の新たな方策の全てを示したものではありません。今後は、こうした提言をもとに、福井県の子どもたちにとっての教育を充実していくための議論をさらに深めていくことが大切です。そして、県民一人ひとりが継続的に教育活動に参加する機会が拡大していくことにより、県全体の教育水準はさらに高まっていくものと考えます。

私たちは、創造会議の議論が、県民一人ひとりがそれぞれの立場でこれからの福井 県の教育について真剣に考え、行動していく契機になることを心から願っています。

特に、今回は、学校教育に関する諸問題を中心に議論を進めてきました。

学校が組織力を活かして課題を解決できるよう新たなマネジメント手法を導入したり、教員の負担を軽減して子どもたちへの教育活動を充実するための時間を生み出したりすることは、個々の学校が確固たる信頼を得ていくために避けて通ることができない重要な問題です。

単に今回の提言内容を具現化するだけでなく、広く子どもや保護者など学校関係者の声を聞きながら、地に足のついた改善策を一つひとつ実行していくことが、これらの問題を解決していくための最善の道だと考えます。

全国一斉の学力・学習状況調査の結果、福井県の子どもたちの学力は、2年連続で全国トップクラスの水準にあることが分かりました。今後とも、子どもたちの生活環境や習慣、意識と学力との相関関係なども含めて、この調査の中で得ることのできる課題を詳細に分析し、福井県の地域特性を十分に活かした教育をさらに伸ばしていくことが強く望まれています。

教育委員会においては、学校現場の声を聞き、今後の教育施策に反映させていくための継続的な協議の場を設けるなど、これらの取組みが短期に終わることのないよう 創意工夫が求められます。 また、今回のテーマについて議論を進めている最中の5月12日、中国四川省で大地震が発生し、学校施設などの倒壊によって多くの子どもたちが犠牲になりました。こうした事態を受けて、国では地震防災対策特別措置法を改正し、公立小・中学校施設の耐震補強工事の補助率を嵩上げするなど、市町の財政負担軽減策を講じました。福井県の公立小・中学校施設の耐震化率は61.1%(平成20年4月現在。全国

福井県の公立小・中学校施設の耐震化率は61.1%(平成20年4月現在。全国平均は62.3%)といった状況です。子どもたちの安全・安心を施設面で確保していくことは、学校自らがマネジメントを行う以前の、行政が責任を持って推進していくべき重要な問題です。

県や市町村教育委員会においては、耐震化が必要な学校施設の改修等に最優先で取り組むべきです。

(参考1)

「元気福井っ子笑顔プラン」の見直しに関する提言

平成20年2月5日教育・文化ふくい創造会議

教育・文化ふくい創造会議においては、これまで2回にわたり「元気福井っ子笑顔 プラン」の見直しをテーマに議論を行ってきました。

福井県では、平成16年度から平成19年度までの4か年計画で、小・中学校における学級編制基準の段階的引き下げや、ティーム・ティーチング、少人数指導のための教員配置の拡充など、独自のきめ細かな教育体制である「元気福井っ子笑顔プラン」を推進してきたとのことです。

現行プランの成果と課題を検証するために、県教育委員会が子どもや家庭、教員を対象に実施したアンケート調査の結果を分析すると、子どもたちの学習環境や学校生活などの面で一定の成果が上がっていると評価することができます。また、その成果は、昨年、43年ぶりに実施された全国学力・学習状況調査の結果や、全国的に不登校の子どもたちが増える中で増加傾向に歯止めをかけていることなどにも表れていると言えます。

今後、「元気福井っ子笑顔プラン」の見直しに当たっては、アンケート調査結果の中で明らかになった個々の課題への対応だけでなく、学校の自律性の確立など、これからの時代に求められる学校経営上の課題を克服するための創意工夫を行いながら、引き続き、福井県独自の教育体制の改善・充実に努めていく必要があります。

しかし、プランの充実に伴う教員配置の拡大は、教員人件費などの増大につながることも予測されます。限られた財源の中で教育効果を最大限に高めていくことが、国、地方を問わず求められている中で、平成20年度の予算編成過程においては、費用対効果や優先順位を含めて検討していくことが重要です。

提言1 家庭、地域社会に信頼される総合的な教育体制の確立

- ■中長期的な教育目標を実現するためのプランに
 - ― 子どもたちの「総合的な学力」の向上を目指して ―
 - 第一次提言では、福井県の子どもたちが、将来、社会の中で活躍できる大人となるためには、成長の各段階において基礎的な学力を身に付け、自ら考え、主体的に行動することのできる「総合的な学力」を育むことの重要性を指摘しました。
 - こうした力を育む上で、小・中学校の義務教育9年間において少人数学級などの教育体制を充実していくことは、大きな意義があります。

教育行政を進める上では、将来、子どもたちがどのような人材に成長してほ しいかというような中長期的な目標を明らかにすることが重要であり、こうし た目標を実現するための手段として、プランを位置づける必要があります。

■家庭や地域社会に信頼・納得される総合的な教育体制づくり

・ 福井県が推進してきた「元気福井っ子笑顔プラン」をはじめとして、各都道 府県において導入が進んでいる少人数教育は、学習指導上の効果についてだけ でなく、学校の教育力を高め、家庭や地域社会の満足度や信頼を確保する観点 から、その効果を捉えることが重要です。

県教育委員会が実施したアンケート調査の結果では、教員は授業改善に対して高い評価を行う一方、家庭においては学力よりも子どもたち全体の様子や人間関係、先生との関係に対する評価が高くなっており、見る人の観点や立場によってその傾向が異なっています。

これからの教育は、学校と家庭、地域社会とが相互に連携して進めていくことが重要です。現行プランの見直しに当たっては、費用対効果も含めて、家庭や地域社会の信頼と納得を得ることのできる総合的な教育体制づくりをめざす必要があります。

提言2| 学校裁量制の導入と学級編制基準などの重点的な見直し

■学校裁量による柔軟な学級編制システムの導入

・ これからの教育改革、学校改革の主眼は、学校の自律性の確立にあります。 各学校が独自の教育目標を設定し、特色ある教育活動を展開していくことが、 学校の教育力をさらに高め、子どもはもとより、家庭や地域社会の信頼の確保 につながります。

現行プランの見直しに当たっては、県の基準に従って各学校に、一律かつ固定的に教員を配置していく方法ではなく、学校(校長)の裁量により、個々の学校や学級の課題・実情に応じて、学級編制を柔軟に行うことができる枠組みを導入すべきです。

例えば、校長の裁量で、少人数学級編制を目的に配置した教員を、教科指導を強化するために複数の教員が指導を行うティーム・ティーチングなどに充てることを自由に認めることなどが考えられます。

・ 第一次提言では、各学校において、授業をはじめとする教育活動の目標や内容、方法などを具体的に、分かりやすく明示した「我が校の教育推進プラン」 (スクールプラン)の作成・公表を提言しました。

各学校において、日々の点検・評価を繰り返しながら、より「質」の高い教育活動をめざしていくことが、これからの学校教育には不可欠です。

教育委員会においては、「我が校の教育推進プラン」を学校評価のための一つの手段として有効に活用し、個々の学校の経営状態を十分に把握した上で、各学校にどのような専門性を有した教員がどの程度必要なのかを分析し、教員を配置していくことが求められます。

■子どもたちの成長段階に適応したきめ細かな教育体制の充実

・ 県教育委員会が実施したアンケート調査の結果をみると、学級編制基準の全体的な引き下げを柱とする要望が多くを占めています。しかし、財政的な制約が強まっている今日、こうした要望の全てを充足することは困難な状況にあります。

現行プランの見直しに当たっては、費用対効果を明らかにしながら、選択と 集中を行っていくことが求められます。

当創造会議においては、アンケート調査結果や教育現場の意見なども踏まえ、特に、以下の3点について重点的に見直しを行う必要があると考えます。

(1) 小学校低学年においては、現在、36人以上の学級に学校生活をサポートするための非常勤講師などを配置し、複数教員による学級経営が行われています。

文部科学省が実施した調査では、特別な支援を必要とする子どもたちへの対応、給食指導や清掃指導、各種の特別活動における子どもたちへの対応など、子どもたちの安全確保や教育の「質」の保障の観点から、担任1人よりも複数教員による指導の方が高い効果が認められるとの結果も出ています。小学校低学年においては、引き続き、複数教員による教育体制を充実する方向で検討すべきです。

その際、教員OBや社会人などの外部人材を人材バンクに登録する制度 を創設するなど、個々の学校の実情に応じて外部人材を有効に活用する方 策についても、併せて検討する必要があります。

(2) 小学校における子どもたちの状況を考えた場合、低学年(1、2年生)、 中学年(3、4年生)、高学年(5、6年生)の3つの単位で円滑に教育 を行うことのできる体制を整えていくことが、教育効果の更なる向上につ ながると考えます。

特に、小学校高学年においては、中学校への進学を見据えて、スムーズな学級経営と学習指導などを強化していくことが重要です。現行プランの見直しに当たっては、5、6年生の学級編制基準を統一する方向で検討することが求められます。

(3) また、中学校においては、入学を機に不登校が約3倍に増加し、その後もさらに約1.5倍に増加するなど、学習指導だけでなく、生徒指導面でも学級経営が非常に困難な状況が続いています。

福井県では、このような状況を踏まえ、1年生で30人学級、2、3年生で36人学級を段階的に実現してきました。しかし、2、3年生においては、進路指導に応じた教科学習や個々の生徒の状況に応じた教育相談など、きめ細かな指導が強く求められており、学年間のスムーズな指導を充実させる方向で学級編制基準の見直しが求められます。

以上、これまでの議論を踏まえ提言をとりまとめましたが、引き続き検討を進める中で、必要な事項については今後の提言の中に盛り込むこととします。

第一次提言の実施状況

○:実施 ●:未実施、今後の課題

		1	○:夫肔 ■:禾夫肔、	
	提言内容	実施 の 有無	実施する内容	平成20年 度関連事 業予算額 (千円)
	提言 1 学校の「質」を高め、子どもたちの「総合的な学力」を伸ばす			
	■「我が校の教育推進プラン」(スクールプラン)を作成・公表する	実施	○平成20年度から各小学校、中学校、高校で「スクールプラン」を作成、公表○今後は「学校評価」の普及と併せて、「スクールプラン」の内容を充実していく	ゼロ予算
I	■学力調査・高校入試を授業改善に活かす ・学力調査の結果を分析し、学校の実態に 応じた「学力向上プラン」を作成・実践 ・県立高校の入試問題を改善	一部実施	 ○「全国学力・学習状況調査」の結果を分析し、課題を改善するためのリーフレット等を作成し、各家庭と学校に配布 ○各小・中学校において調査結果を踏まえた「学力向上プラン」を作成し、プランに基づき学習指導を改善 ●効果的な取組事例を他校にも普及 ●県立高校の入試改善は今後の課題 	ゼロ予算
・「総合的な学	■短期・中長期の目標を持って成果を ・将来の「めざすべき姿」(状態目標)を設定し、中長期的な視点で教育施策を展開 ・「我が校の教育推進プラン」の中で、教育の成果を多面的に測るアウトカム指標を設定 ・定期的に、県民や子どもたちへの意識調査を行い、教育施策や授業改善に反映	実施	○福井型学校評価システムでは、多面的な評価を行うために「取組指標」、「成果指標」、「満足度指標」といった指標を活用して学校評価を推進 ○「地域・学校協議会」を活用した学校関係者評価(外部評価)を推進 ○「福井県学力調査」、「全国学力・学習状況調査」を通して、子どもの学習習慣や意識の変化を把握・分析し、改善	ゼロ予算
子力の向上	■「読み・書き・計算」等の基礎・基本を徹底 ・全ての小学校でていねいな指導を充実 ・「白川文字学」を活用した福井県独自の 教材を開発し、系統立てて教える漢字教育を推進 ・「話す・聞く」といったコミュニケーション能力を高めるための教育を充実	実施	○各小学校における計算等を習熟するための工夫した事例集を19年度に作成・配布し、各学校において活用 ○「白川文字学」を活用した福井県独自の漢字学習教材を作成し、20年度から全ての小学校の授業で実践 【「白川文字学」活用推進事業】	3,291
をめざして	■小中連携・一貫教育の推進 ・教員の人事交流の促進、学習指導・生徒 指導の連携強化、一貫性があって無駄の ないカリキュラム編成など、義務教育9年 間を見通した総合的な教育を実践	実施	○小中連携、一貫教育を推進する小・中学校(8地区)をモデル校として指定。義務教育9年間を見通した学習指導の充実や生徒指導の円滑な接続等について研究し、県内に普及・拡大(22年度までの3年間)【小中連携教育推進事業】	4,800
	■不登校対策の充実 ~通うのが楽しい学校づくり~ ・これまでの不登校に関する総合的な支援事業の成果と課題を検証し、改善		○不登校を生み出さない学級運営についての指導書作成、「学級復帰支援員」の配置(8中学校) 【楽しい学校生活支援事業】	8,786
	・学級編制基準の適正化など、小・中学校間で学習環境・生活環境が激変しないような指導体制を整え、未然防止策を充実・不登校になった子どもたちについては、継続的な学習を支援	実施	○児童・生徒へのカウンセリングや教職員への助言等を行うスクールカウンセラーを、全中学校に加え、新たに小学校にも配置【スクールカウンセラー配置事業】 ○児童・生徒を取り巻く家庭などの生活環境の問題を解決するスクールソーシャルワーカーを配置(9市に計10人)	82,227 25,283
			【スクールソーシャルワーカー配置事業】 ○福井県独自の少人数教育をさらに充実 【元気福井っ子新笑顔プラン事業】	3,441,534

	提言内容	実施 の 有無	実施する内容	平成20年 度関連事 業予算額 (千円)
I	提言 2 信頼される親に、地域と共に歩む学校に ~家庭の教育力を高め、地域の教育力を活かす~			
「総合的な学も	■子どもの人格形成は家庭教育から ・家庭、幼稚園、保育所等の福祉関係機 関が一体となった「就学前教育」の充実 ・企業との連携を強化し、「家庭教育のた めの出前講座」を実施	実施	○地域におけるきめ細かな家庭教育支援 を行うため、全ての小学校区を対象とする「家庭教育応援チーム」を新たに設置	ゼロ予算
力」の向上をめざ	■家庭で育む「自ら学ぶ意欲」、「学習習慣」 ・小学校低学年の子どもを持つ親を中心 に、家庭学習の方法等を共同で学ぶ機 会を創出	実施	○家庭、地域、学校を通じた子どもの読書 活動の実践方策を検討 ○子どもの読書活動を推進するための担 い手レベルアップ研修会や指導者養成 講座を開催	ゼロ予算
めざして	■地域と学校が互いに支え合う関係づくり ・同一中学校区内の小・中学校が合同で、 家庭・地域・学校が協議する場を設置 (「福井型コミュニティ・スクール」の拡充)	一部実施	○19年度中に、全ての小・中学校に「地域・学校協議会」を設置 ●新たに、小・中学校合同の連絡協議会の開催(各中学校区)を促進	ゼロ予算
	提言3 「共同の学び」が指導力を高める			
	■校内の授業研究を日常化 ・各学校において、教員が学年や教科の枠 を超えて授業を公開	実施	○各校の実態に合わせた授業研究、公開授業を拡充。年間授業研究計画を提出させ、指導主事学校訪問を充実 ○分かりやすい授業で優れた実績を挙げている教員(授業名人)の指導方法を学べるよう公開授業を実施(委嘱30人) 【授業名人活用事業】	1,000
	■「教育現場からの改善運動」を積極支援 ・学校単位での優れた改善運動を顕彰し、 広く県内の学校に紹介・共有化 ・学校を挙げて学習環境を改善	実施	○「スクールプラン」に基づき、各学校が実 践している特色ある取組みや優れた指 導事例を、県教委のホームページで発 信し、その成果を県内全域に普及	ゼロ予算
Ⅱ 教員の指導・	■教員OBによる「学校サポート制度」の導入 ・経験豊かな教員OB等が「学校サポーター(仮称)」として複数の学校を巡回する体制整備	一部実施	○経験豊かな退職養護教諭の知見を活用し、経験の浅い養護教諭への支援を強化(派遣人数3名)【養護教諭サポート事業】●教員OBによる学級経営、授業等の支援体制づくりは今後の課題	1,600
力向	提言 4 「内」から「外」へ、校外研修のススメ			
上策	■地域の研究サークル活動を重点支援 ・同一地域内の複数学校の教員が参加する研究サークル活動を奨励・支援	未実施	●教員の多忙解消の視点も含めて、今後、教科指導や生徒指導に関する研究サークル活動の支援方策等を検討	
	■経験年数・校種・教科を越えた研鑽の機会 創出 ・多様な経験年数の教員が受講できる研 修、校種や教科にとらわれずに討論・意 見交換できる講座等の開設	一部実施	○学校評価、危機管理、クレーム対応、教育相談など、経験年数・校種等を越えて最近の教育課題を研究するための研修講座を充実●今後、常にこうした講座メニューを充実	ゼロ予算
	■県を越えて先進的な取組みを学ぶ ・県外の先進的な取組み、最新の優れた 授業の実践方法等を学ぶ機会を拡大	一部実施	○専門教科に関する全国規模の研究会への参加を促し、先進的な指導法を学ぶ機会を設定●今後とも、教員の多忙につながらないよう配慮しながら、効果的な県外研修の機会を確保	ゼロ予算

		1	○ .	ラ及り味趣
	提言内容	実施 の 有無	実施する内容	平成20年 度関連事 業予算額 (千円)
	提言 5 教育研究所の機能強化			
	■研修機能の強化 ・教員養成から退職に至るまでの総合的な研修体系に再編 ・臨時任用講師が習得すべき資質・能力について、基本的な研修を充実・強化	一部実施	○学校評価、危機管理、クレーム対応など 最近の教育課題に対応した講座を充実 ○臨時任用講師の研修を充実 ●今後とも、教員免許更新制の導入等も 見据えて、研修体系を随時改善	ゼロ予算
	■教育研究所等の人員体制を充実 ・教育研究所等の研修スタッフを充実 ・教育研究所に「指導主事」を適正に配置し、学校の校内研修を支援	未 実施	●教科担当の指導主事の配置等について今後検討	
	■教育研究所等の在り方検討 ・教育研究所等の施設の改築や独立行政 法人化、業務の一部民営化等も含め、教員研修・教育研究機関の在り方を検討	未実施	●他府県の教育研究機関の先進事例等 も踏まえ、これからの時代に適応した教 育研究所の在り方を検討	
	提言 6 大学等との連携で磨く資質・能力			
Ⅱ 教員	■福井大学教職大学院との連携で「理論」と「実践力」を高める ・大学院での学修の保障や研修情報の提供など、教員のキャリア開発を支援	実施	○20年4月に開設された福井大学教職大学院と連携して、総合的・専門的な技能を備えた新人教員、地域や学校で指導的な役割を果たす中堅教員(スクールリーダー)を養成	ゼロ予算
の指導力	■大学連携リーグ等で磨く教員の資質・能力・県内大学等の専門的な知識や技術を結集し、指導方法の改善やコミュニケーション能力等の向上のための講座等を充実	一部実施	●今後、継続的な研修講座の改善に併せて、県内大学等と連携し、指導方法やカウンセリング等の教員の資質・能力の向上につながる研修を充実	ゼロ予算
向上策	提言 7 教員の意欲を高めるプラス思考の評価 システムを導入			
策	■教員一人ひとりの「キャリアカード」で意欲を高める ・教員一人ひとりがキャリアを記録し、適切な自己点検・自己評価に活かすことのできる「キャリアカード」を導入するなど、福井県共通のキャリアアップ制度を新設	未実施	○現在、勤務評定を実施 今後、教員一人ひとりが自己目標を適切に設定できるよう、学習指導や生徒指導、研究発表、研修の実績等を記録し、現在の資質能力を明確に把握した上で自己研鑽につなげていくための具体的な仕組みを検討	
	■複線型の教員評価・任用制度の導入 ・自らの努力で、高い専門性や高度な知識 を身に付けた教員を適正に評価し、任用 するための仕組みづくりを推進	未 実施	●今後、全国の先進事例やそこに見られる課題などを研究・分析し、制度の導入 に向け検討	
	■年に一度の「ティーチャーズ・デー」(先生の日)を ・教員の仕事に感謝し、理解を深めるための「ティーチャーズ・デー」(先生の日)を設けることを提案	未実施	●PTAや児童会・生徒会等が自発的にこうした日を設けることが重要 ●創造会議で提案があったことを、様々な機会を通じて広報 ●県では、PTA等に対して親学出前講座を開催し、教育活動に熱心に取り組んでいる教員への理解を促進	

	提 言 内 容	実施 の 有無	実 施 す る 内 容	平成20年 度関連事 業予算額 (千円)
	提言8 楽しみ、納得の理科・数学 ~子どもたち全員の基礎学力アップ~			
	■楽しく、分かりやすい授業へ ・子どもたちが、楽しく、納得しながら学ぶことができる指導法や教材・教具を開発・小・中・高校の教員が連携して、小学校から高校までの学習カリキュラムを研究・理解するための活動を	一部実施	 ○算数・数学が実生活に活かされている事例を収集。つまずきやすい箇所の指導方法や教材の解説集を作成中 ●教育研究所では今後、「分かりやすい方法で学ばせるための教材・教具開発」を重点的に研究。開発した教材・教具の製作等を研修講座の中で実施・普及 	ゼロ予算
	■小学校教員の理科指導力の向上 ・理科の免許状を持つ教員OB、地元大学 の理系教官等の支援で授業研究会、長 期休業・放課後を活用した研修を実施	実施	○小学校教員を対象に放課後や長期休業中に校内での実験研修を実施○理科巡回研修の募集条件を改善。より多くの小学校で、基本・応用実験の技術指導や教材・教具の製作指導を実施	ゼロ予算
	■小学校の理科・算数の指導体制を改善 ・各小学校に理科や数学の免許状を持つ 教員を配置。高学年の理科・算数を専科 教員が担当する「教科担任制」を導入	実施	○人事異動を通して、14学級以上の小学校に理科や数学の免許状を持つ教員を配置 ○今後とも、小学校高学年の理科や算数の授業は、理科・数学免許を持つ教員が指導する「教科担任制」を推進	ゼロ予算
Ⅲ 理科・数学教育の充実	■観察・実験で高める理科の基礎力 ・福井県独自に、小学校の理科実験等をサポートする「理科支援員」の配置を拡大 ・理科室や実験器具等の整備・活用の実態を調査し、改善	一部実施	○小学校の理科授業で観察・実験を補助する「理科支援員」の配置や外部講師による専門的な授業の実施(理科支援員および特別講師の派遣65校) 【おくわく理科授業応援事業】 ●理科実験器具等の整備については、今後、状況調査を行い、改善が必要ならば対策を検討	19,000
	■地域の特性や身近な素材を活かした理科学習の充実 ・福井県の豊かな自然環境や地球温暖化問題、原子力・エネルギー問題など、子どもたちに身近な素材を選択 ・地域にゆかりのある人物や身近な素材を活かした教材を開発・活用	一部実施	○各学校が、理科や総合的な学習の時間に地域の自然環境等を活かした特色ある教育が行われるよう推進、支援 ●今後、各種関係団体や市町等と連携して、学習教材やガイドブック等の開発を推進	ゼロ予算
	提言9 理数の応用力・実践力を伸ばす ~大学進学・就職のための学力アップ~			
	■大学進学のための理数学力の向上 ・小学校から高校まで一貫性を持った理数教育を実践 ・高志、武生、若狭高校の「理数科」の選抜方法の見直し、カリキュラムの充実	実施	○各学校の選抜教員でプロジェクトチームを結成し、生徒の理解度に応じたより効果的な指導方法を研究・開発 ○19年度に「入試数学バイブル問題集(数学Ⅱ・B編)」を作成し、20年度からの授業に活用。今後、分野を拡充 ○理数科選抜方法を改善。高志、武生は20年度にSSH指定	ゼロ予算
	■ものづくり実践を通したカリキュラムの充実~就職のための理数基礎力の向上~ ・学校と県内の大学や経済団体、企業とのネットワークづくりを行い、実践的なカリキュラムを充実	実施	○各高校が特色を活かして実施するキャリア教育を支援 「高校生就労意識向上事業」 ○工業高校と民間企業が連携し、高校卒業後に戦力として活躍できる技術者の育成を推進 【ものづくり人材育成事業】	8,538 15,000

	提言内容	実施 の 有無	実 施 す る 内 容	平成20年 度関連事 業予算額 (千円)
	提言9 (つづき)			
Ⅲ理科	■全国・世界に通じる応用力を育てる ・中・高生が理科や数学の応用力・実験力を競う「福井県理数グランプリ(仮称)」の開催 ・子どもたちが国内外の最先端科学技術に触れ、学ぶ機会を創出	実施	○数学・物理・化学・生物等の問題解説会の開催、成績優秀者への表彰など中学・高校生が応用力や実験力を競う「ふくい理数グランプリ」を開催 【ふくい理数グランプリ開催事業】 ○「WRO(ロボット五輪)2008世界大会」 (11月横浜市)の出場チームを招待し、エキシビション大会を県立恐竜博物館で開催。ロボット工学など最先端の科学技術に対する子どもたちの興味や関心を高める 【WROエキシビション大会開催事業】 ○高志高校(5年目:H15指定、H20再指定)、藤島高校(4年目:H16指定)、武生高校(1年目:H20指定)で「スーパーサイエンスハイスクール(SSH)事業」を実施	9,800
-	提言10 地域の科学力を結集			
数	~地域での体験で伸ばす「科学の芽」~		A III II - A SECTION A DURING A SUCKE COMMI	
数学教育の充実	■地域のイベントを分かりやすく伝える「理数イベント情報マップ」 ・県内開催の年間の理数イベント・教室等の情報を一元的に提供 ・福井県独自の「科学の日」や「サイエンス週間」を設定	未実施	●県内の各種団体や機関、企業等が開催するサイエンス関係のイベント情報を収集中 ●今後、情報発信のツールなど、子どもや保護者に対して効果的な情報提供ができるよう方法等を検討	
	■子どもたちが地域で学べる「ふくいサイエンス寺子屋」 ・「放課後子どもクラブ」など放課後の生活・活動の場を活かし、理科や算数・数学の楽しさを体験してもらう拠点「ふくいサイエンス寺子屋(仮称)」を整備	実施	○放課後や長期休業中に、公民館や児童館等に講師を派遣して科学実験等を実施(20年6月~)○企業やNPO法人などが新たに行う科学実験等を支援 【「ふくいサイエンス寺子屋」開催事業】	5,656
	 申学・高校生のための「ふくいサイエンススクール」 ・大学・研究現場において講義や実験を行う「ふくいサイエンススクール」を充実し、より高度な知識や技術に触れ、理科や数学に対する理解を深める機会を創出 	実施	○高校生を対象に、世界の最先端科学技術に触れ、学ぶ機会を提供するため、ノーベル化学賞を受賞した白川英樹博士を福井に招聘し、フォーラムや化学実験を開催(20年8月) 【スーパーサイエンスフォーラム開催事業】 ○地元の高等教育機関、企業等との連携を強化して、大学等が主催するオープンセミナー等に積極的に参加	3,590

(参考3)

教育・文化ふくい創造会議委員名簿(第二次)

(五十音順、敬称略)

委 員 名	役 職
伊戸 君枝	前のあわら市教育委員
黒木 哲徳	福井大学教育地域科学部教授 (前 福井大学教育地域科学部長)
小松 郁夫	玉川大学教職大学院教育学研究科(専門職学位課程)教授 (前 国立教育政策研究所教育政策・評価研究部長)
◇ 佐野 周一	福井新聞社特別顧問
◎ 祖田 修	福井県立大学学長
長谷 光城	若狭ものづくり美学舎チーフ・ディレクター
南部 初世	名古屋大学大学院教育発達科学研究科准教授
広部 正紘	福井県教育委員会教育長
福岡 秀樹	前福井県PTA連合会会長
堀内 孜	京都教育大学教育学部教授
三屋 裕子	スポーツプロデューサー
渡辺 本爾	福井市教育委員会教育長

◎は座長、◇は座長代理

(12名)